



三重県公報

令和3年3月30日 (火)

第 195 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
規 則			
81	恩給法中知事ノ裁定ニ係ルモノノ給与及支給細則の一部を改正する規則	(福 利 厚 生 課)	3
82	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一 部を改正する規則	(同)	3
83	三重県補助金等交付規則の一部を改正する規則	(財 政 課)	4
84	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則	(健 康 推 進 課)	5
85	と畜場法等施行細則の一部を改正する規則	(食 品 安 全 課)	33
86	毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則	(薬 品 感 染 症 対 策 課)	61
87	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細 則の一部を改正する規則	(同)	64
88	麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則	(同)	64
89	行旅病人及び行旅死亡人取扱規則の一部を改正する規則	(地 域 福 祉 課)	65
90	生活保護法施行細則の一部を改正する規則	(同)	65
91	中国残留邦人等に対する支援給付及び特定配偶者に対する配偶者支援金事務 取扱細則の一部を改正する規則	(同)	66
92	三重県専修学校高等課程修業奨学生の貸与に関する規則の一部を改正する規 則	(私 学 課)	66
93	地方税法第三十七条の二第一項第四号の寄附金を受け入れる特定非営利活動 法人を指定するための基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則	(ダイバーシティ社 会推進課)	77
人 事 委 規 则			
	三重県人事委員会規則7-12 (職員の管理職手当に関する規則) の一部を改正 する規則	(人 事 委 員 会)	77
	三重県人事委員会規則7-75 (等級別基準職務に関する規則) の一部を改正す る規則	(同)	80
	三重県人事委員会規則12-4 (管理職員等の範囲を定める規則) の一部を改正 する規則	(同)	86
	三重県人事委員会規則15-0 (職員の退職管理に関する規則) の一部を改正す る規則	(同)	88
人 事 委 ・ 教 育 委 規 则			
7	公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	(人 事 委 員 会 ・ 教 育 委 員 会)	89
公 安 委 規 则			
5	三重県警察国有物品管理規則の一部を改正する規則	(公 安 委 員 会)	90
6	三重県公安委員会の文書管理に関する規則を廃止する規則	(同)	103
告 示			
217	県吏員職員退職諸給与支給条例細則の一部を改正する告示	(福 利 厚 生 課)	103
218	地方自治法施行令第158条の2第1項の規定による自動車税種別割の収納事務 の委託	(税 務 企 画 課)	103
219	三重県医療計画の変更及びその関係書類の縦覧	(医 療 政 策 課)	104

220 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による（健康推進課）106
精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定

221 有害な興行の指定 （少子化対策課）106

222 大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出 （中小企業・サービス産業振興課）107

223 都市計画事業の事業計画の変更認可 （下水道事業課）109

224 特定計量器の定期検査の実施 （計量検定所）110

公 安 委 告 示

31 運転免許試験、検査、審査及び再試験の実施の日時を定める告示の一部を改正する告示 （公安委員会）110

監 査 委 員 訓 令

1 三重県監査委員事務局規程の一部を改正する訓令 （監査委員）111

公 告

土地改良区の定款変更の認可 （農地調整課）111

土地改良事業計画を定めた旨及びその関係書類の縦覧 （同）111

換地処分を行った旨の届出 （同）112

基本測量が終了した旨の通知 （公用用地課）112

公共測量を実施する旨の通知 （同）112

公共測量が終了した旨の通知 （同）112

同件 （同）113

都市計画の図書の写しの縦覧 （都市政策課）113

同件 （同）113

同件 （同）113

開発行為に関する工事の完了 （建築開発課）113

特 定 調 達 公 告

落札者を決定した旨 （教育委員会）114

随意契約の相手方を決定した旨 （同）114

規則

三

恩給法中知事ノ裁定ニ係ルモノノ給与及支給細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和3年3月三十日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敏

三重県規則第八十一号

恩給法中知事ノ裁定ニ係ルモノノ給与及支給細則の一部を改正する規則

恩給法中知事ノ裁定ニ係ルモノノ給与及支給細則（大正十二年三重県令第四十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
第二条 恩給請求書類ノ様式ハ恩給給与細則第四条ノ規定ニ依ル書式ニ準シ作成スヘシ	第一条 恩給請求書類ノ様式ハ恩給給与細則第三条ノ規定ニ依ル書式ニ準シ作成スヘシ
第八条 恩給給与規則第三十六条ノ規定ニ依リ恩給証書又ハ裁定通知書ノ再交付ヲ申請セムトスル者ハ申請書ヲ知事ニ差出スヘシ 前項申請書ノ様式及添附書類ニ付テハ恩給給与細則第十五条ノ規定ニ準スヘシ	第八条 恩給給与規則第三十六条ノ規定ニ依リ恩給証書又ハ裁定通知書ノ再交付ヲ申請セムトスル者ハ申請書ヲ知事ニ差出スヘシ 前項申請書ノ様式及添附書類ニ付テハ恩給給与細則第十条、第十条ノ一ノ規定ニ準スヘシ
第九条 恩給法施行令第一条ニ規定スル恩給受給権調査票ハ恩給給与細則第十条ノ三ノ規定ニ依ル書式ニ準ジ作製スベシ	第九条 恩給法施行令第一条ニ規定スル恩給受給権調査票ハ恩給給与細則第十二条ノ規定ニ依ル書式ニ準ジ作製スベシ

第一号様式から第二号様式までの規定中「四」を削る。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際に改正前の恩給法中知事ノ裁定ニ係ルモノノ給与及支給細則の規定に基づいて提出されている請求書その他の書類は、改正後の恩給法中知事ノ裁定ニ係ルモノノ給与及支給細則の規定に基づいて提出された請求書その他の書類とみなす。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和3年3月三十日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敏

三重県規則第八十一号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和四十二年三重県規則第九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（審査の申立て） 第二十二条（略）	（審査の申立て） 第二十二条（略）
2 前項の書面（以下「審査申立書」という。）には、次に掲げる事項を記載し、審査を申し立てようとする者が記名して、正副二通を、書類、記録その他の資料を添えて審査会に提出しなければならぬ 3 い。 一 七 （略）	2 前項の書面（以下「審査申立書」という。）には、次に掲げる事項を記載し、審査を申し立てようとする者が記名押印して、正副二通を、書類、記録その他の資料を添えて審査会に提出しなければならぬ 3 一 七 （略）

第一号様式から第五号様式までの規定中「印」を削る。

第五号様式の一中「印」を削り、「該当する□に印を記入すること。」を「該当する□に印を記入すること。」に改める。

第六号様式中「印」を削る。

第七号様式中「印」を「印」に改め、「印」を削る。

第八号様式から第十一号様式まで及び第十四号様式から第十六号様式までの規定中「印」を削る。

第十九号様式中「「加重」の□に印を」を「「加重」の□に印を」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際に改正前の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の規定に基づいて提出されている請求書その他の書類は、改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の規定に基づいて提出された請求書その他の書類とみなす。

三重県補助金等交付規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和3年3月30日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敏

三重県規則第八十三号

三重県補助金等交付規則の一部を改正する規則

三重県補助金等交付規則（昭和三十七年三重県規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（補助金等の交付の申請）	（補助金等の交付の申請）
第三条 補助金等の交付の申請（契約の申込みを含む。以下同じ。）をしようとする者は、知事が別に定めるところにより補助金等交付申請書（契約の申込みにあつては契約に関する書類）を提出しなければならない。	第三条 補助金等の交付の申請（契約の申込みを含む。以下同じ。）をしようとする者は、 <u>補助金等交付申請書（第一号様式</u> 。ただし、契約の申込みにあつては契約に関する書類）に次に掲げる書類を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。
1 事業計画書	1 事業計画書
2 収支予算書又はこれに代わる書類	2 収支予算書又はこれに代わる書類
3 工事の施行にあつては、実施設計書	3 工事の施行にあつては、実施設計書
4 その他知事が必要と認める書類	4 その他知事が必要と認める書類
（状況報告）	（状況報告）
第十条 補助事業者等は、補助事業等の遂行の状況に し 、 し 知事が別に定めるところにより補助事業等状況報告書を提出しなければならない。ただし、あらかじめ補助金等の金額が確定している場合にあつては、この限りでない。	第十条 補助事業者等は、補助事業等の遂行の状況に し 、 し 別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。ただし、あらかじめ補助金等の金額が確定している場合にあつては、この限りでない。
（実績報告）	（実績報告）
第十二条 補助事業者等は、補助事業等が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を含む。）は、 し 知事が別に定めるところにより補助事業等実績報告書を提出しなければならない。補助金等の交付の決定に係る県の会計年度が終了した場合もまた同様とする。	第十二条 補助事業者等は、補助事業等が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を含む。）は、 <u>補助事業等実績報告書（第一号様式）</u> に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。補助金等の交付の決定に係る県の会計年度が終了した場合もまた同様とする。
2 (略)	2 (略)

<p>（立入調査等）</p> <p>第二十一条（略）</p> <p>2 前項の職員は、その職務を行う場合には、調査員証（別記様式）を携行するものとする。</p>	<p>（立入調査等）</p> <p>第二十一条（略）</p> <p>2 前項の職員は、その職務を行う場合には、調査員証（第三号様式）を携行するものとする。</p>
--	---

第一号様式及び第二号様式を削り、第三号様式を別記様式とする。

附 則

- 1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。
- 2 この規則は、施行の日以後に改正後の三重県補助金等交付規則第二条の規定による交付の申請をする補助金等について適用し、同日前に改正前の三重県補助金等交付規則第二条第一項の規定により交付の申請をした補助金等については、なお従前の例による。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和三年三月三十日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敏

三重県規則第八十四号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和一十九年三重県規則第一十九号の二）の一部を次のように改正する。

第一号様式中「④」を削る。

第一号様式中「認否」を削る。

第三号様式を次のように改める。

第3号様式（第4条関係）

措置入院に関する診断書

申請等の形式	i 親族又は一般人申請（第22条） ii 警察官通報（第23条） iii 檢察官通報（第24条） iv 保護観察所長通報（第25条） v 矯正施設長通報（第26条） vi 精神科病院管理者届出（第26条の2） vii 医療観察法対象者〔指定通院医療機関管理者通報、保護観察所長通報〕（第26条の3） viii 都道府県知事・指定都市市長職務診察（第27条第2項）		
申請等の添付資料	i あり ii なし		
被 診 察 者 (精神障害者)	フリガナ		生年 月日
	氏 名	(男・女)	年 月 日 (満 歳)
	住 所	都道 府県	郡市 区
職 業			
病 名	1 主たる精神障害 ICDカテゴリー()	2 従たる精神障害 ICDカテゴリー()	3 身体合併症
生活歴及び現病歴 〔推定発病年月、精神科受診歴等を記載すること。〕	(陳述者氏名 続柄)		
初回入院期間 (入院形態)	年 月 日～	年 月 日	
前回入院期間 (入院形態)	年 月 日～	年 月 日	
初回から前回までの入院回数 計	回		
重大な問題行動（Aはこれまでの、Bは今後おそれある問題行動）	現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像（該当のローマ数字及び算用数字を○で囲むこと。）		
1 殺人 2 放火 3 強盗 4 強制性交等 5 強制わいせつ 6 傷害 7 暴行 8 恐喝 9 脅迫 10 窃盗 11 器物損壊	A	B	<現在の精神症状> I 意識 1 意識混濁 2せん妄 3もうろう 4その他 () II 知能（軽度障害、中等度障害、重度障害） III 記憶 1記録障害 2見当識障害 3健忘 4その他 () IV 知覚 1幻聴 2幻視 3その他 () V 思考 1妄想 2思考途絶 3連合し緩 4滅裂思考 5思考奔逸 6思考制止 7強迫観念 8その他 ()

12 弄火又は失火 13 家宅侵入 14 詐欺等の経済的な問題行動 15 自殺企図 16 自傷 17 その他 ()	A B	VI 感情・情動 1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分 4 感情失禁 5 焦燥・激越 6 易怒性・被刺激性こう進 7 その他 () VII 意欲 1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 こん迷 5 精神運動制止 VIII 自我意識 1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他 () IX 食行動 1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他 ()	<他の重要な症状>				
			1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存 () 4 その他 ()				
			<問題行動等>				
			1 暴言 2 はいかい 3 不潔行為 4 その他 ()				
			<現在の状態像>				
			1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 こん迷状態 4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 そう状態 7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態 10 その他 ()				
診察時の特記事項							
医学的総合判断		I 要措置			II 措置不要		
以上のように診断する。				年 月 日			
				精神保健指定医氏名			
				署名			

(行政庁における記載欄)							
診察に立会つた者 氏名 (親権者、配偶者等)		(男・女) 続柄又は職業			年齢 歳		
診 察 場 所							
診 察 日 時		年 月 日 時 分～ 時 分					
職 員 氏 名							
行政 庁 の 措 置							
行政 庁 メ モ							

記載上の留意事項

- 1 生活歴及び現病歴の欄は、他診療所及び他病院での受診歴をも聴取して記載すること。
- 2 平成20年3月31日以前に広告している神経科における受診歴を精神科受診歴等に含むこと。
- 3 初回及び前回入院期間の欄は、他病院での入院歴・入院形態をも聴取して記載すること。
- 4 重大な問題行動の欄には、Aはこれまでに認められた問題行動を、Bは今後おそれのある問題行動を指し、該当する全ての算用数字、A及びBを○で囲むこと。
- 5 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像の欄は、一般にこの書類作成までの過去数か月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置くこと。
- 6 診察時の特記事項の欄は、被診察者の受診態度、表情、言語的及び非言語的なコミュニケーションの様子、診察者が受ける印象等について記載すること。
- 7 診断した精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。
- 8 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。

第六号様式から第十一号様式までを次のように改める。

第6号様式（第8条関係）

精神障害者保健福祉手帳申請書

市町名 ・受付年月日	
---------------	--

三重県知事 宛て

年 月 日

私は、次の事項について申請します。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の
〔新規交付・更新・障害等級変更・都道府県間の住所変更による手帳交付〕
(申請項目を○で囲んでください。)

申請者 (精神障が い者本人)	フリガナ 氏名				生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日			
	住 所	〒 電話 ()							
個人番号									
家族の 連絡先 (申請者が 18歳未満の 場合記入)	フリガナ 氏名				本人との 続柄 (○印)	父 母	兄 弟 姉妹	祖父母	
	住 所	〒 電話 ()							
添付書類 (○印)	1 医師の診断書（手帳用） 2 年金証書等の写し（ 級）・同意書 3 特別障害給付金受給資格者証等の写し（ 級）・同意書 4 写真（縦4cm×横3cm）								
既存の手帳	有効期限	年 月 末日	手帳番号 (太枠内を右からつめる)						
申請書を 提出した者	氏 名		本人 との 関係	住 所	〒 電話	()			

備考 1 手帳の新規交付、更新又は障害等級変更の申請を行う場合には、添付書類として、「医師の診断書」、「障害年金の年金証書、年金裁定通知書及び直近の振込（支払）通知書の写し」又は「特別障害給付金受給資格者証（特別障害者給付金支給決定通知書）及び直近の国庫金振り込み通知書（国庫送金通知書）の写し」が必要です。

2 年金証書等の写し又は特別障害給付金受給資格者証等の写しによる申請の場合は、障害等級の判定のために年金事務所又は各共済組合等に対し、年金の障害等級を照会することがあります。

3 写真（縦4cm×横3cm）は、脱帽して上半身を写したもので、1年以内に撮影したものであること。ただし、申請者の申出により、知事が、宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭がわかる範囲で頭部を布などで覆うことを認める場合を除く。

第7号様式（第8条関係）

診 断 書（精神障害者保健福祉手帳用）

(提出用)

氏名	住所	明治・大正・昭和・平成・令和年月日 (歳)
①病名 （ICDコードは、右の病名と対応するF00～F99、G40のいずれかを記載）	(1) 主たる精神障害 (2) 従たる精神障害 (3) 身体合併症	ICDコード（ ICDコード（ 身体障害者手帳（有・無、種別） 級）
②初診年月日	主たる精神障害の初診年月日 診断書作成医療機関の初診年月日	昭和・平成・令和年月日 昭和・平成・令和年月日
③発病から現在までの病歴及び治療の経過、内容（推定発病年月、発病状況、初発症状、治療の経過、治療内容等を記載する。）	（推定発病時期 年月頃） * 器質性精神障害（認知症を除く）の場合、発症の原因となつた疾患名とその発症日（疾患名、年月日）	(8) てんかん発作等（けいれん及び意識障害） 1. てんかん発作型（ 頻度（ 最終発作（ 精神作用物質の乱用及び依存（ （9）精神作用物質の乱用及び依存（ 1. アルコール 2. 寛解剤 3. 有機溶剤 4. その他（ ア乱用 イ依存 ウ残遺性・遲発性精神病性障害（状態像を該当項目に再掲すること。） エその他（ 現在の精神作用物質の使用 有・無（不使用の場合、その期間 年 月から） (10)知能・記憶（精神遲滞）ア. 注意の障害 1. 知的障害（精神遲滞）ア. 軽度 イ. 中等度 ウ. 重度 療育手帳（有・無、等級等） 2. 認知症 3. その他の記憶障害（ ア読み イ書き ウ算数 エその他（ 4. 学習の困難 5. 運行機能障害 6. 注意障害 (11)広汎性発達障害関連症状 1. 相互的な社会関係の質的障害 2. コミュニケーションのパターンにおける質的障害 3. 限定した常目的で反復的な関心と活動 4. その他（ (12)その他（ ④の④の病状・状態像等の具体的程度、症状、検査所見 等

[検査所見：検査名、検査結果、検査時期]

⑥生活能力の状態（保護的環境ではない場合を想定して判断する。児童では年齢相応の能力と比較の上で判断する。）		
1. 現在の生活環境 入院・入所（施設名） 2. 日常生活能力の判定（該当するもの一つを○で囲む。） (1) 適切な食事摂取 自発的にできる・自発的にできるが援助が必要・援助があればできる・できない (2) 身辺の清潔保持・規則正しい生活 自発的にできる・自発的にできるが援助が必要・援助があればできる・できない (3) 金銭管理と買物 適切にできるが援助が必要・援助があればできる・できない (4) 通院と服薬（要・不要） 適切にできる・おおむねできるが援助が必要・援助があればできる・できない (5) 他人との意志伝達・対人関係 適切にできるが援助が必要・援助があればできる・できない (6) 身近の安全保持・危機対応 適切にできる・おおむねできるが援助が必要・援助があればできる・できない (7) 社会的手段や公共施設の利用 適切にできる・おおむねできるが援助が必要・援助があればできる・できない (8) 趣味・娛樂への関心、文化的・社会的活動への参加 適切にできる・おおむねできるが援助が必要・援助があればできる・できない (7) ⑥の具体的程度、状態等	3. 日常生活能力の程度 (該当する番号を選んで、どれか一つを○で囲む。) (1) 精神障害を認めるが、日常生活及び社会生活は普通にできる。 (2) 精神障害を認め、日常生活又は社会生活に一定の制限を受ける。 (3) 精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、時に応じて援助を必要とする。 (4) 精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、常時援助を必要とする。 (5) 精神障害を認め、身の回りのことはほとんどできない。	
⑧現在の障害福祉等のサービス利用状況（該当する項目を○で囲む。） ア 自立訓練（生活訓練） イ 共同生活援助（グループホーム） ヴ 居宅介護（ホームヘルプ） エ その他の障害福祉サービス（ ） オ 訪問指導 カ 生活保護 キ その他（ ）		
⑨自立支援医療費（精神通院）と同時に申請する場合 現在の治療内容 (1) 授業内容 (2) 精神療法等 (3) 訪問看護指示の有無（有・無）		
今後の治療方針 「重度かつ継続」に関する意見（該当する項目を○で囲む。） A 該当 ア 精神保健指定医 年 月から 年 月まで（医療機関名） B 非該当 イ その他（医師） 年 月から 年 月まで（医療機関名）		
⑩備考 上記のとおり診断します。 令和 年 月 日 医療機関名称・所在地・電話番号 診療担当科名 医師氏名		

第7号様式の2 (第9条関係)

精神障害者保健福祉手帳
記載事項変更届・再発行申請書

三重県知事 宛て

市町受付欄

年 月 日

私は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳について、次の事項(○印)の届出・申請をします。

1 [①三重県内における住所変更、②三重県外からの住所変更、③氏名の変更] の届出
(該当項目を○で囲んでください。)

(変更内容)

	住 所	氏 名
旧		
新		
変更年月日	年 月 日	年 月 日

2 [①汚損、②破損、③紛失] したための再交付の申請
(該当項目を○で囲んでください。)

3 写真貼付無しから写真貼付有りへ変更するための再交付の申請

届出・申請者 〒
住 所
氏 名
電話番号
手帳所持者との関係
手帳所持者名
手帳所持者個人番号
現行の手帳番号

備考

- 1 失った手帳を発見したときは、速やかに市町役場を通じて三重県知事に返還すること。
- 2 三重県外からの住所変更をしたときは、本届書のほかに、手帳交付の申請書を提出すること。
- 3 写真有りへの変更を申請する場合は、顔写真1枚(縦4cm×横3cm。脱帽して上半身を写したもので、1年以内に撮影したもの。カラー、白黒、スナップ写真可)を添付のこと。ただし、申請者の申出により、知事が、宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭がわかる範囲で頭部を布などで覆うことを認める場合を除く。
- 4 申請時又は手帳交付時に旧手帳を必ず返還すること。

第8号様式（第10条関係）

医療保護入院者の入院届

年 月 日

三重県知事 宛て

病院名

所在地

管理者名

医療保護入院者	フリガナ	生年 月日		年 月 日生 (満 歳)
	氏名	(男・女)		
	住所	都道 府県	郡市 区	町村 区
家族等の同意により 入院した年月日	年 月 日	今回の入 院年月日	年 月 日	
入院形態				
第34条による移送の有 無	有り なし			
病名	1 主たる精神障害 ICDカテゴリー()	2 従たる精神障害 ICDカテゴリー()	3 身体合併症	
生活歴及び現病歴 〔推定発病年月、精神科受診歴等を記載すること。 (特定医師の診察により入院した場合には特定医師の採つた措置の妥当性について記載すること。)	(陳述者氏名 続柄)			
初回入院期間 前回入院期間 初回から前回までの 入院回数	年 月 日～ (入院形態)	年 月 日	年 月 日～ (入院形態)	年 月 日
	計 回			
<現在の精神症状>	I 意識 1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他() II 知能(軽度障害、中等度障害、重度障害) III 記憶 1 記憶障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他() IV 知覚 1 幻聴 2 幻視 3 その他() V 思考 1 妄想 2 思考途絶 3 連合し緩 4 減裂思考 5 思考 奔逸 6 思考制止 7 強迫観念 8 その他() VI 感情・情動			

<p style="text-align: center;"><その他の重要な症状></p> <p style="text-align: center;"><問題行動等></p> <p style="text-align: center;"><現在の状態像></p>	1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分 4 感情失禁 5 焦燥・激越 6 易怒性・被刺激性こう進 7 その他 ()					
	VII 意欲 1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 こん迷 5 精神運動 動制止 6 無為・無関心 7 その他 ()					
	VIII 自我意識 1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他 ()					
	IX 食行動 1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他 ()					
	1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存 () 4 その他 ()					
	1 暴言 2 はいかい 3 不潔行為 4 その他 ()					
	1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 こん迷状態 4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 そう状態 7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態 10 その他 ()					
	医療保護入院の必要性 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 患者自身の病気に対する理解の程度を含め、任意入院が行われる状態にないと判断した理由について記載すること。 </div>					
	入院を必要と認めた精神保健指定医氏名 署名					
	同意した家族等 住 所	氏 名	(男・女)	続柄	生年 月日	年 月 日生
(男・女)		続柄	年 月 日生			
都道 府県		都市 区	町村 区			
都道 府県		都市 区	町村 区			
1 配偶者 2 父母 (親権者である・ない) 3 祖父母等 4 子・孫等 5 兄弟姉妹 6 後見人又は保佐人 7 家庭裁判所が選任した扶養義務者 (選任年月日 年 月 日) 8 市町村長						
審査会意見						
都道府県の措置						

記 載 上 の 留 意 事 項

- 1 内は、精神保健指定医の診察に基づいて記載すること。
ただし、第34条による移送が行われた場合は、この欄は、記載する必要はない。
- 2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること（特定医師による入院を含む。その場合は「第33条第1項・第4項入院」、「第33条第3項・第4項入院」又は「第33条の7第2項入院」と記載すること。）。なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。
- 3 生活歴及び現病歴の欄は、他診療所及び他病院での受診歴をも聴取して記載すること。
- 4 平成20年3月31日以前に広告している神経科における受診歴を精神科受診歴等に含むこと。
- 5 初回及び前回入院期間の欄は、他病院での入院歴・入院形態をも聴取して記載すること。
- 6 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像の欄は、一般にこの書類作成までの過去数か月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置くこと。
- 7 入院を必要と認めた精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。
- 8 家族等の氏名欄は、親権者が両親の場合は2人目を記載すること。
- 9 家族等の住所欄は、親権者が両親で住所が異なる場合に2つ目を記載すること。
- 10 提出に当たっては、推定される医療保護入院による入院期間及び選任された退院後生活環境相談員を記載した医療法施行規則第1条の5に規定する入院診療計画書の写しを添付すること。
- 11 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。

第8号様式の2 (第10条関係)

特定医師による医療保護入院者 (第33条第1項・第4項又は
第33条第3項・第4項) の入院届及び記録

年 月 日

三重県知事 宛て

病院名

所在地

管理者名

医療保護入院者	フリガナ			生年 月日	年 月 日生 (満 歳)		
	氏名	(男・女)					
住所	都道 府県			郡市 区	町村 区		
家族等の同意により 入院した年月日	年 月 日 (午前・午後 時)		今回の入 院年月日 入院形態	年 月 日			
病名	1 主たる精神障害 ICDカテゴリー ()	2 従たる精神障害 ICDカテゴリー ()	3 身体合併症				
生活歴及び現病歴 (推定発病年月、精神科受診歴等を記載すること。)	(陳述者氏名 続柄)						
初回入院期間 (入院形態 年 月 日～)	年 月 日						
前回入院期間 (入院形態 年 月 日～)	年 月 日						
初回から前回までの 入院回数 計 回							
<現在の精神症状>	I 意識 1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他 () II 知能 (軽度障害、中等度障害、重度障害) III 記憶 1 記録障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他 () IV 知覚 1 幻聴 2 幻視 3 その他 () V 思考 1 妄想 2 思考途絶 3 連合し緩 4 減裂思考 5 思考 奔逸 6 思考制止 7 強迫観念 8 その他 () VI 感情・情動						

<p>1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分 4 感情失禁 5 焦燥・激越 6 易怒性・被刺激性こう進 7 その他 ()</p> <p>VII 意欲 1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 こん迷 5 精神運動 動制止 6 無為・無関心 7 その他 ()</p> <p>VIII 自我意識 1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他 ()</p> <p>IX 食行動 1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他 ()</p> <p>1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存 () 4 その他 ()</p> <p>1 暴言 2 はいかい 3 不潔行為 4 その他 ()</p> <p>1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 こん迷状態 4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 そう状態 7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態 10 その他 ()</p>																					
<p>＜その他の重要な症状＞</p> <p>＜問題行動等＞</p> <p>＜現在の状態像＞</p>																					
<p>医療保護入院の必要性</p> <p>(患者自身の病気に対する理解の程度を含め、任意入院が行われる状態にないと判断した理由について記載すること。)</p>																					
<p>入院を必要と認めた 特 定 医 師 氏 名</p> <p>署名</p>																					
<p>確 認 し た 精神 保 健 指 定 医 氏 名</p> <p>署名</p>																					
<p>精神保健指定医が入院妥 当でないと判断した場合 の 理 由</p>																					
<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">氏 名</td> <td>(男・女)</td> <td>続柄</td> <td rowspan="2">生年 月日</td> <td>年 月 日生</td> </tr> <tr> <td>(男・女)</td> <td>続柄</td> <td>年 月 日生</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">住 所</td> <td>都道 府県</td> <td>都市 区</td> <td>町村 区</td> </tr> <tr> <td>都道 府県</td> <td>都市 区</td> <td>町村 区</td> </tr> <tr> <td colspan="5"> 1 配偶者 2 父母(親権者である・ない) 3 祖父母等 4 子・孫等 5 兄弟姉妹 6 後見人又は保佐人 7 家庭裁判所が選任した扶養義務者(選任年月日) 年 月 日 8 市町村長 </td> </tr> </table>		氏 名	(男・女)	続柄	生年 月日	年 月 日生	(男・女)	続柄	年 月 日生	住 所	都道 府県	都市 区	町村 区	都道 府県	都市 区	町村 区	1 配偶者 2 父母(親権者である・ない) 3 祖父母等 4 子・孫等 5 兄弟姉妹 6 後見人又は保佐人 7 家庭裁判所が選任した扶養義務者(選任年月日) 年 月 日 8 市町村長				
氏 名	(男・女)		続柄	生年 月日		年 月 日生															
	(男・女)	続柄	年 月 日生																		
住 所	都道 府県	都市 区	町村 区																		
	都道 府県	都市 区	町村 区																		
1 配偶者 2 父母(親権者である・ない) 3 祖父母等 4 子・孫等 5 兄弟姉妹 6 後見人又は保佐人 7 家庭裁判所が選任した扶養義務者(選任年月日) 年 月 日 8 市町村長																					
<p>事後審査委員会意見</p>																					

記 載 上 の 留 意 事 項

- 1 内は、特定医師の診察に基づいて記載すること。
- 2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること（特定医師による入院を含む。その場合は「第33条の7第2項入院」と記載すること。）。なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。
- 3 生活歴及び現病歴の欄は、他診療所及び他病院での受診歴をも聴取して記載すること。
- 4 平成20年3月31日以前に広告している神経科における受診歴を精神科受診歴等に含むこと。
- 5 初回及び前回入院期間の欄は、他病院での入院歴・入院形態をも聴取して記載すること。
- 6 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像の欄は、一般にこの書類作成までの過去数か月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置くこと。
- 7 入院を必要と認めた特定医師氏名の欄は、特定医師自身が署名すること。
- 8 確認した精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。
- 9 家族等の氏名欄は、親権者が両親の場合は2人目を記載すること。
- 10 家族等の住所欄は、親権者が両親で住所が異なる場合に2つ目を記載すること。
- 11 事後審査委員会意見は記録の場合について記載すること。
- 12 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。

第9号様式（第10条関係）

措置入院者の症状消退届

年 月 日

三重県知事 宛て

病院名

所在地

管理者名

下記の措置入院者について措置症状が消退したと認められるので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条の5の規定により届け出ます。

措置入院者	フリガナ			生年 月日	年 月 日生 (満 歳)
	氏名	(男・女)			
住所	都道 府県	都市 区	町村 区		
措置年月日	年 月 日				
病名	1 主たる精神障害 ICDカテゴリー()	2 従たる精神障害 ICDカテゴリー()	3 身体合併症		
入院以降の病状又は 状態像の経過 〔措置症状消退と関連 して記載すること。〕					
措置症状の消退を認めた 精神保健指定医氏名	署名				
措置解除後の処置に 関する意見	1 入院継続(任意入院・医療保護入院・他科) 2 通院医療 3 転医 4 死亡 5 その他()				
退院後の帰住先	1 自宅(i 家族と同居、ii 単身) 3 その他()	2 施設			
帰住先の住所	都道 府県	都市 区	町村 区		
訪問指導等に 関する意見					
障害福祉サービス等 の活用に関する意見					
主治医氏名					

記載上の留意事項

- 内は、精神保健指定医の診察に基づいて記載すること。
- 措置症状の消退を認めた精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。
- 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。

第10号様式（第10条関係）

医療保護入院者の退院届

年 月 日

三重県知事 宛て

病院名

所在地

管理者名

下記の医療保護入院者が退院したので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の2の規定により届け出ます。

医療保護入院者	フリガナ			生年 月日	年 月 日生 (満 歳)
	氏名	(男・女)			
	住所	都道 府県	都市 区	町村 区	
入院年月日 (医療保護入院)	年 月 日				
退院年月日	年 月 日				
病名	1 主たる精神障害 ICDカテゴリー ()	2 従たる精神障害 ICDカテゴリー ()	3 身体合併症		
退院後の処置	1 入院継続(任意入院・措置入院・他科) 4 死亡 5 その他 ()				2 通院医療 3 転医
退院後の帰住先	1 自宅(i 家族と同居、ii 単身) 3 その他 ()				2 施設
帰住先の住所	都道 府県	都市 区	町村 区		
訪問指導等に 関する意見					
障害福祉サービス等 の活用に関する意見					
主治医氏名					

記載上の留意事項

- 1 入院年月日の欄は、第33条第1項又は第3項による医療保護入院の年月日を記載すること。
- 2 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。

第10号様式の2 (第10条関係)

応 急 入 院 届

年 月 日

三重県知事 宛て

病院名

所在地

管理者名

応急入院者	フリガナ	(男・女)	生年 月日	年 月 日生 (満 歳)
	氏名			
依頼をした者の 入院者との関係				
入院年月日	年 月 日 (午前・午後 時)			
第34条による移送の有無	有り なし			
病名	1 主たる精神障害 ICDカテゴリー ()	2 従たる精神障害 ICDカテゴリー ()	3 身体合併症	
応急入院の必要性 (患者自身の病気に対する理解の程度を含め、任意入院が行われる状態にないと判断した理由について記載すること。 (特定医師の診察により入院した場合には特定医師の採った措置の妥当性について記載すること。)				
病状又は状態像の概要				
応急入院を採った理由 (家族等の同意を得ることのできなかつた理由を含め、応急入院を採った理由について記載すること。)				
入院を必要と認めた 精神保健指定医氏名	署名			

記載上の留意事項

- 1 □内は、精神保健指定医の診察に基づいて記載すること。ただし、第34条による移送が行われた場合は、この欄は、記載する必要はない。
- 2 入院を必要と認めた精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。

第10号様式の3 (第10条関係)

特定医師による応急入院 (第33条の7第2項) 届及び記録

年 月 日

三重県知事 宛て

病院名

所在地

管理者名

応急入院者	フリガナ	(男・女)	生年 月日	年 月 日生 (満 歳)		
	氏名					
依頼をした者との 入院者との関係	都道 府県				都市 区	町村 区
入院年月日	年 月 日 (午前・午後 時)					
病名	1 主たる精神障害 ICDカテゴリー ()	2 従たる精神障害 ICDカテゴリー ()	3 身体合併症			
生活歴及び現病歴 〔推定発病年月、精神科受診歴等を記載すること。〕	(陳述者氏名 続柄)					
応急入院の必要性 〔患者自身の病気に対する理解の程度を含め、任意入院が行われる状態にないと判断した理由について記載すること。〕						
初回入院期間 前回入院期間 初回から前回までの 入院回数	年 月 日～ (入院形態)	年 月 日	年 月 日～ (入院形態)	年 月 日	計 回	
<現在の精神症状>	I 意識 1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他 () II 知能 (軽度障害、中等度障害、重度障害) III 記憶 1 記録障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他 ()					

<p>IV 知覚</p> <p>1 幻聴 2 幻視 3 その他 ()</p> <p>V 思考</p> <p>1 妄想 2 思考途絶 3 連合し緩 4 減裂思考 5 思考 奔逸 6 思考制止 7 強迫観念 8 その他 ()</p> <p>VI 感情・情動</p> <p>1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分 4 感情失禁 5 焦燥・激越 6 易怒性・被刺激性こう進 7 その他 ()</p> <p>VII 意欲</p> <p>1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 こん迷 5 精神運動制止 6 無為・無関心 7 その他 ()</p> <p>VIII 自我意識</p> <p>1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他 ()</p> <p>IX 食行動</p> <p>1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他 ()</p> <p>1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存 () 4 その他 ()</p> <p>1 暴言 2 はいかい 3 不潔行為 4 その他 ()</p> <p>1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 こん迷状態 4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 そう状態 7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態 10 その他 ()</p>			
<p>＜その他の重要な症状＞</p> <p>＜問題行動等＞</p> <p>＜現在の状態像＞</p>			
<p>応急入院を採つた理由</p> <p>〔家族等の同意を得ることのできなかつた理由を含め、応急入院を採つた理由について記載すること。〕</p>			
<p>入院を必要と認めた特定医師氏名</p> <p>署名</p>			
<p>確認した精神保健指定医氏名</p> <p>署名</p> <table border="1" style="float: right; margin-left: 10px;"> <tr> <td>診察日時</td> <td>年 月 日 (午前・午後 時)</td> </tr> </table>		診察日時	年 月 日 (午前・午後 時)
診察日時	年 月 日 (午前・午後 時)		
<p>精神保健指定医が入院妥当ないと判断した場合の理由</p>			
<p>事後審査委員会意見</p>			

記 載 上 の 留 意 事 項

- 1 内は、特定医師の診察に基づいて記載すること。
- 2 生活歴及び現病歴の欄は、他診療所及び他病院での受診歴をも聴取して記載すること。
- 3 平成20年3月31日以前に広告している神経科における受診歴を精神科受診歴等に含むこと。
- 4 初回及び前回入院期間の欄は、他病院での入院歴・入院形態をも聴取して記載すること。
- 5 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像の欄は、一般にこの書類作成までの過去数か月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置くこと。
- 6 入院を必要と認めた特定医師氏名の欄は、特定医師自身が署名すること。
- 7 確認した精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。
- 8 事後審査委員会意見は記録の場合について記載すること。
- 9 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。

第10号様式の4 (第10条関係)

措置入院者の定期病状報告書

年 月 日

三重県知事 宛て

病院名

所在地

管理者名

措 置 入 院 者	フリガナ			生年 月日	年 月 日生 (満 歳)		
	氏 名	(男・女)					
住 所	都道 府県		都市 区	町村 区			
措 置 年 月 日	年 月 日			今回の入 院年月日	年 月 日		
				入院形態			
前回の定期報告年月日	年 月 日						
病 名	1 主たる精神障害		2 従たる精神障害			3 身体合併症	
	ICDカテゴリー ()		ICDカテゴリー ()				
生 活 歴 及 び 現 病 歴 〔推定発病年月、精神科受診歴等を記載すること。〕	(陳述者氏名 続柄)						
初 回 入 院 期 間	年 月 日～ (入院形態)			年 月 日			
前 回 入 院 期 間	年 月 日～ (入院形態)			年 月 日			
初回から前回までの 入 院 回 数	計 回						
過去6か月間(措置入院 後3か月の場合は3か月 間)の仮退院の実績	計 回 延日数 日						
過去6か月間(措置入院 後3か月の場合は過去3 か月間)の治療の内容と その結果 〔問題行動を中心とし て記載すること。〕							
今後の治療方針(再発防 止への対応含む。)							
処遇、看護及び指導の現状	隔 離	i 多様	ii 時々	iii ほとんど不要			
	注意必要度	i 常に厳重な注意	ii 随時一応の注意	iii ほとんど不要			

日常生活の 介 助 指 導 必 要 性		i 極めて手間のかかる介助		ii 比較的簡単な介助と指導	
		iii 生活指導を要する		iv その他 ()	
重大な問題行動 (Aはこれまでの、 Bは今後起こるおそれある行動)		現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像 (該当のローマ数字及び算用数字を○で囲むこと。)			
1 殺人	A	B	<現在の精神症状>		
2 放火	A	B	I 意識		
3 強盗	A	B	1 意識混濁	2 せん妄	3 もうろう
4 強制性交等	A	B	4 その他 ()	II 知能 (軽度障害、中等度障害、重度障害)	
5 強制わいせつ	A	B	III 記憶		
6 傷害	A	B	1 記録障害	2 見当識障害	3 健忘
7 暴行	A	B	4 その他 ()	IV 知覚	
8 恐喝	A	B	1 幻聴	2 幻視	3 その他 ()
9 騒迫	A	B	V 思考		
10 窃盗	A	B	1 妄想	2 思考途絶	3 連合し緩
11 器物損壊	A	B	4 減裂思考	5 思考	6 思考制止
12 弄火又は失火	A	B	7 強迫観念	8 その他 ()	奔逸
13 家宅侵入	A	B	VI 感情・情動		
14 詐欺等の経済的な問題 行動	A	B	1 感情平板化	2 抑うつ気分	3 高揚気分
15 自殺企図	A	B	4 感情失禁	5 焦燥・激越	6 易怒性・被刺激性こう進
16 自傷	A	B	7 その他 ()	VII 意欲	
17 その他 ()	A	B	1 衝動行為	2 行為心迫	3 興奮
			4 こん迷	5 精神運動制止	6 無為・無関心
			7 その他 ()	VIII 自我意識	
			1 離人感	2 させられ体験	3 解離
			4 その他 ()	IX 食行動	
			1 拒食	2 過食	3 異食
			4 その他 ()	<その他の重要な症状>	
			1 てんかん発作	2 自殺念慮	3 物質依存 ()
			4 その他 ()	<問題行動等>	
			1 暴言	2 はいかい	3 不潔行為
			4 その他 ()	<現在の状態像>	
			1 幻覚妄想状態	2 精神運動興奮状態	3 こん迷状態
			4 統合失調症等残遺状態	5 抑うつ状態	6 そう状態
			7 せん妄状態	8 もうろう状態	9 認知症状態
			10 その他 ()		
診 察 時 の 特 記 事 項					
本報告に係る診察年月日	年 月 日				
診 察 し た 精神 保 健 指 定 医 氏 名	署名				

審 査 会 意 見	
都 道 府 県 の 措 置	

記 載 上 の 留 意 事 項

- 1 内は、精神保健指定医の診察に基づいて記載すること。
- 2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること（特定医師による入院を含む。その場合は「第33条第1項・第4項入院」、「第33条第3項・第4項入院」又は「第33条の7第2項入院」と記載すること。）。なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。
- 3 生活歴及び現病歴の欄は、他診療所及び他病院での受診歴をも聴取して記載すること。
- 4 生活歴及び現病歴の欄は、前回報告のコピーの添付でもよいが、新たに判明した事実がある場合には追加記載すること。
- 5 平成20年3月31日以前に広告している神経科における受診歴を精神科受診歴等に含むこと。
- 6 初回及び前回入院期間の欄は、他病院での入院歴・入院形態をも聴取して記載すること。
- 7 重大な問題行動の欄には、Aはこれまでに認められた問題行動を、Bは今後おそれのある問題行動を指し、該当する全ての算用数字、A及びBを○で囲むこと。
- 8 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像の欄は、一般にこの書類作成までの過去数か月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置くこと。
- 9 診察時の特記事項の欄は、被診察者の受診態度、表情、言語的及び非言語的なコミュニケーションの様子、診察者が受ける印象等について記載すること。
- 10 診断した精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。
- 11 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。

第10号様式の5 (第10条関係)

医療保護入院者の定期病状報告書

年 月 日

三重県知事 宛て

病院名

所在地

管理者名

医療保護入院者	フリガナ			生年 月日	年 月 日生 (満 歳)
	氏名	(男・女)			
住所	都道 府県	郡市 区	町村 区		
医療保護入院年月日 (第33条第1項・第3項 による入院)	年 月 日		今回入 院年月日	年 月 日	
前回の定期報告年月日	年 月 日				
病名	1 主たる精神障害 ICDカテゴリー ()	2 従たる精神障害 ICDカテゴリー ()	3 身体合併症		
生活歴及び現病歴 〔推定発病年月、精神 科受診歴等を記載す ること。〕	(陳述者氏名 続柄)				
初回入院期間	年 月 日～ (入院形態)			年 月 日	
前回入院期間	年 月 日～ (入院形態)			年 月 日	
初回から前回までの 入院回数	計 回				
過去12か月間の外泊の 実績	1 不定期的 3 なし	2 定期的 (i 月単位 ii 数か月単位 iii 盆・正月)			
過去12か月間の治療の内 容と、その結果及び通院 又は任意入院に変更でき なかった理由					
症状の経過	1 悪化傾向 2 動搖傾向 3 不変 4 改善傾向				
今後の治療方針 (患者本 人の病識や治療への意欲 を得るために取組につい て)					
退院に向けた取組の状況 (選任された退院後生活 環境相談員との相談状 況、地域援助事業者の紹 介状況、医療保護入院者					

退院支援委員会で決定した推定される入院期間等について)	<u>選任された退院後生活環境相談員</u>
<p><現在の精神症状></p> <p>I 意識 1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他 ()</p> <p>II 知能 (軽度障害、中等度障害、重度障害)</p> <p>III 記憶 1 記録障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他 ()</p> <p>IV 知覚 1 幻聴 2 幻視 3 その他 ()</p> <p>V 思考 1 妄想 2 思考途絶 3 連合し緩 4 減裂思考 5 思考奔逸 6 思考制止 7 強迫観念 8 その他 ()</p> <p>VI 感情・情動 1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分 4 感情失禁 5 焦燥・激越 6 易怒性・被刺激性こう進 7 その他 ()</p> <p>VII 意欲 1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 こん迷 5 精神運動制止 6 無為・無関心 7 その他 ()</p> <p>VIII 自我意識 1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他 ()</p> <p>IX 食行動 1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他 ()</p> <p>1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存 ()</p> <p>4 その他 ()</p> <p><問題行動等></p> <p>1 暴言 2 はいかい 3 不潔行為 4 その他 ()</p> <p><現在の状態像></p> <p>1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 こん迷状態 4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 そう状態 7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態 10 その他 ()</p>	
本報告に係る診察年月日	年 月 日
診断した精神保健指定医氏名	署名

審査会意見	
都道府県の措置	

記 載 上 の 留 意 事 項

- 1 内は、精神保健指定医の診察に基づいて記載すること。
- 2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること（特定医師による入院を含む。その場合は「第33条第1項・第4項入院」、「第33条第3項・第4項入院」又は「第33条の7第2項入院」と記載すること。）。なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。
- 3 生活歴及び現病歴の欄は、他診療所及び他病院での受診歴をも聴取して記載すること。
- 4 生活歴及び現病歴の欄は、前回報告のコピーの添付でもよいが、新たに判明した事実がある場合には追加記載すること。
- 5 平成20年3月31日以前に広告している神経科における受診歴を精神科受診歴等に含むこと。
- 6 初回及び前回入院期間の欄は、他病院での入院歴・入院形態をも聴取して記載すること。
- 7 入院後の診察により精神症状が重症であつてかつ慢性的な症状を呈することにより入院の継続が明らかに必要な病状であること等により1年以上の入院が必要であると判断される場合には、「過去12か月間の治療の内容と、その結果及び通院又は任意入院に変更できなかつた理由」の欄にその旨を記載すること。
- 8 「退院に向けた取組の状況」の欄については、
 - ① 退院後生活環境相談員との最初の相談を行つた時期、その後の相談の頻度等
 - ② 地域援助事業者の紹介の有無、紹介した地域援助事業者との相談の状況等
 - ③ 医療保護入院者退院支援委員会での審議状況等について記載することとし、③については、必要に応じて医療保護入院者退院支援委員会における審議結果記録の写しを添付した上で、その旨同欄に明記すること。
- 9 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像の欄は、一般にこの書類作成までの過去数か月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置くこと。
- 10 診断した精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。
- 11 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。

第11号様式（第11条関係）

仮 退 院 許 可 申 請 書

年 月 日

三重県知事 宛て

病院管理者氏名

措置入院者を下記のとおり仮退院させたいので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第40条の規定により申請します。

記

措置入院者氏名		男・女	生年 月日	年 月 日生
措置入院年月日	年 月 日	病 名		
仮退院中の帰住先	帰住地			
	場所（具体的に）			
仮退院予定期間	年 月 日から		年 月 日まで	
措置入院後の症状 又は状態像の経過 の概要				
今後の治療方針				
仮退院を適当と認 めた精神保健 指 定 医 氏 名	署名			

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行の際に改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（次項において「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書等は、改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則に基づいて提出された申請書等とみなす。

3 この規則の施行の日前に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

と畜場法等施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和3年3月30日

三重県知事 鈴木英敬

三重県規則第八十五号

と畜場法等施行細則の一部を改正する規則

と畜場法等施行細則（昭和三十二年三重県規則第六十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(と畜場の工事完了の届出)	(と畜場の工事完了の届出)
第四条 と畜場の設置者は、と畜場の設置又は構造設備の変更の工事が完了したときは、速やかに第第一号様式の一と畜場施設工事完了届を知事に提出し検査を受けなければならない。	第四条 と畜場の設置者は、と畜場の設置又は変更の工事が完了したときは、速やかに第三号様式のと畜場施設工事完了届を知事に提出し検査を受けなければならない。
第五条 (略)	第五条 (略)
(管理者の届出)	
第六条 と畜場の設置者は、管理者を置いたときは又は管理者を変更したときは、第三号様式により、食肉衛生検査所長に届け出るものとする。	
(衛生管理責任者の届出)	(衛生管理責任者の届出)
第六条の二 法第七条第六項の規定による届出は、第三号様式の一により、食肉衛生検査所長に行うるものとする。	第六条 法第七条第六項の規定による届出は、第三号様式の一によるものとする。
(と畜業者等の届出)	
第七条 と畜業者は、営業を開始したときは、当該営業を開始した日から十日以内に、第三号様式の三により、その旨を食肉衛生検査所長に届け出るものとする。	
2 前項の届出事項に変更が生じたときは、第二号様式の四により、その旨を食肉衛生検査所長に届け出るものとする。	
(と畜業者等の講すべき衛生措置)	(と畜業者等の講すべき衛生措置)
第七条の二 と畜業者その他獣畜のとさつ又は解体を行いう者は、と畜場においては、法第九条の規定のほか次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。	第七条 と畜業者その他獣畜のとさつ又は解体を行いう者は、と畜場においては、法第九条の規定のほか次の各号に掲げる事項をじゅん守しなければならない。
一・二 (略)	一・二 (略)
三 健康診断を定期的に受診する等健康管理に努めるところ。	
四 (略)	(作業衛生責任者の届出)

第七条の二 法第十条第一項において準用する法第七条第六項の規定による届出は、第三号様式の五により、食肉衛生検査所長に行うものとする。 (自家用とさつの届出等)	第七条の二 法第十条第一項において準用する法第七条第六項の規定による届出は、第三号様式の三によるものとする。 (自家用とさつの届出等)
第九条 法第十二条第一項第一号の規定による自家用とさつの届出は、第五号様式によりとさつの日の三日前までに当該獣畜の健康証明書を添えて食肉衛生検査所長にしなければならない。	第九条 法第十二条第一項第一号の規定による自家用とさつの届出は、第五号様式によりとさつの日の三日前までに当該獣畜の健康証明書を添えて知事にしなければならない。
2 食肉衛生検査所長は、前項の届出を受理したときは、第六号様式の届出証を届出者に交付し、必要と認めるときは、法第十三条第三項の規定による指示を行う。 (と畜場以外の場所におけるとさつの許可申請書)	2 知事は、前項の届出を受理したときは、第六号様式の届出証を届出者に交付し、必要と認めるときは、法第十三条第三項の規定による指示を行う。 (と畜場以外の場所におけるとさつの許可申請書)
第十条 政令第四条第一号の許可を受けようとする者は、第七号様式による許可申請書を食肉衛生検査所長に提出しなければならない。 (と畜場外への持出しの許可申請書)	第十条 政令第四条第一号の許可を受けようとする者は、第七号様式による許可申請書を知事に提出しなければならない。 (と畜場外への持出しの許可申請書)
第十条の二 次の各号に掲げる許可を受けようとする者は、当該各号に定める様式による許可申請書を食肉衛生検査所長に提出しなければならない。 一 二 三 (略) (とさつ又は解体の検査申請書)	第十条の二 次の各号に掲げる許可を受けようとする者は、当該各号に定める様式による許可申請書を知事に提出しなければならない。 一 二 三 (略) (とさつ又は解体の検査申請書)
第十二条 政令第七条の規定によるとさつ又は解体の検査の申請は、第十一号様式により、食肉衛生検査所長に行うものとする。	第十二条 政令第七条の規定によるとさつ又は解体の検査の申請は、第十一号様式によるものとする。
2 法第十三条第一項第一号又は第三号の規定によりと畜場以外の場所において獣畜をとさつしたときは、前項のと畜検査申請書に当該獣畜の診断書を添えて直ちに食肉衛生検査所長に提出しなければならない。	2 法第十三条第一項第一号又は第三号の規定によりと畜場以外の場所において獣畜をとさつしたときは、前項のと畜検査申請書に当該獣畜の診断書を添えて直ちに知事に提出しなければならない。 (とさつ解体に従事する者の雇入れ及び解雇の届出)
第十二条 と畜場の設置者は、と畜業で自ら獣畜をとさつ解体する者は、前項に準じ届け出なければならない。 (健康診断)	第十二条 と畜場の設置者は、と畜業で自ら獣畜をとさつ解体する者は、前項に準じ届け出なければならない。 (と畜業者その他獣畜のとさつ又は解体を行なう者は、毎年一回以上健康診断を受けその結果を所轄食肉衛生検査所長に報告しなければならない)
第十二条 と畜場を廃止したときは、廃止後十日以内に第十二号様式によりその旨を知事に届け出なければならない。 (と畜業の廃業の届出)	第十四条 と畜場の設置者は、と畜場を廃止したときは、廃止後十日以内に第十三号様式によりその旨を知事に届け出なければならない。 (と畜業の廃業の届出)

第十二条 と畜業者は、廃業したときは、五日以内に、 <u>第十三号様式</u> によりその旨を食肉衛生検査所長に届け出るものとする。	第十五条 と畜業者は、廃業したときは、五日以内にその旨を知事に届け出なければならない。
第十四条 (略) (書類の経由)	第十六条 (略) (書類の経由)
第十五条 第二条、第四条、第八条及び第十二条の規定により知事に提出する書類は、全て一通とし、食肉衛生検査所長を経由しなければならない。	第十七条 法及び政令並びにこの規則により知事に提出する書類は、すべて一通とし、所轄食肉衛生検査所長を経由しなければならない。

第一号様式及び第二号様式を次のように改める。

第1号様式（第2条関係）

と畜場設置許可申請書

年 月 日

三重県知事宛て

申請者住所

氏名

〔 法人の場合は、その名称、
事務所の所在地及び代表者の氏名 〕

と畜場を設置したいので、と畜場法第4条第2項の規定により下記のとおり申請します。

記

申請者の住所、氏名及び生年月日 〔 法人の場合は、その名称、 事務所の所在地及び代表者の氏名 〕	
と畜場の名称及び所在地	
一般と畜場、簡易と畜場の区別	
処理する獣畜の種類及びその1日当たりの頭数	
と畜場内において食肉の取引を行おうとする場合は、その概要	
施設の完成予定年月日	

添付書類

- 1 法人の場合は、定款又は寄附行為の写し
- 2 と畜場の管理及び業務運営の概要を記載した業務規程又はこれに準ずる事項を記載した書類
- 3 と畜場設置場所の周囲100メートル以内の見取図
- 4 と畜場の建物の構造仕様書及び図面
- 5 と畜場の設備の配置計画書及び図面
- 6 給水設備及び給水方法
- 7 検査室に備える器具、薬品の名称及び数量
- 8 水質検査成績書
- 9 汚水、汚物の処理設備及びその方法

第2号様式（第3条関係）

と畜場構造設備等変更届

年 月 日

三重県知事 宛て

届出者住所

氏名

〔 法人の場合は、その名称、
事務所の所在地及び代表者の氏名 〕

と畜場法第4条第3項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

と畜場設置者の住所、氏名及び生年月日 〔 法人の場合は、その名称、 事務所の所在地及び代表者の氏名 〕	
と畜場の名称及び所在地	
設置許可年月日及び許可番号	
変更しようとする事項及び理由	
変更予定期年月日	

添付書類

- 構造設備を変更する場合は、この届出書に既設の図面に変更部分を朱記したもの及びその構造仕様書を添えること。
- 改姓、改名及び法人の改称又は代表者の変更の場合は、それを証する書類を添えること。

第11号様式の次に次の1様式を加える。

第2号様式の2（第4条関係）

と畜場施設工事完了届

年 月 日

三重県知事 宛て

届出者住所

氏名

〔法人の場合は、その名称、
事務所の所在地及び代表者の氏名〕

と畜場の工事が完了しましたので、と畜場法等施行細則第4条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

と畜場の名称及び所在地	
設置許可申請年月日 又は変更届出年月日	
工事完了年月日	

第三回機関を次のように改める。

第3号様式（第6条関係）

と畜場管理者設置（変更）届

年 月 日

食肉衛生検査所長 宛て

届出者住所

氏名

〔 法人の場合は、その名称、
事務所の所在地及び代表者の氏名 〕

と畜場法等施行細則第6条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

管理者の住所、氏名及び連絡先 〔 法人の場合は、その名称、 事務所の所在地及び代表者の氏名 〕	
管理すると畜場の名称及び所在地	
設 置 （ 変 更 ） 年 月 日	
変 更 前 の 管 理 者 の 氏 名	

「三重県知事 宛て」や「食肉衛生検査所長 宛て」に加え、「@」や「#」を含む。
本文中の「@」を次の通り改める。

第3号様式の3（第7条関係）

と 畜 業 営 業 届

年 月 日

食肉衛生検査所長 宛て

届出者住所

氏名

〔 法人の場合は、その名称、
事務所の所在地及び代表者の氏名 〕

と畜場法等施行細則第7条第1項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

と畜業者の住所、氏名及び連絡先 〔 法人の場合は、その名称、 事務所の所在地及び代表者の氏名 〕	
使用すると畜場の名称及び所在地	
営 業 開 始 年 月 日	
とさつ解体に従事する人数	

第三号様式の二の次に次の二様式を加える。

第3号様式の4 (第7条関係)

と 畜 業 営 業 変 更 届

年 月 日

食肉衛生検査所長 宛て

届出者住所

氏名

〔 法人の場合は、その名称、
事務所の所在地及び代表者の氏名 〕

と畜場法等施行細則第7条第2項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

変 更 事 項	
変 更 の 理 由	
変 更 年 月 日	

第3号様式の5（第7条の3関係）

作 業 衛 生 責 任 者 設 置 届

年 月 日

食肉衛生検査所長 宛て

届出者住所

氏名

〔 法人の場合は、その名称、
事務所の所在地及び代表者の氏名 〕

作業衛生責任者を設置（又は変更）しましたので、と畜場法第10条第2項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1 設置したと畜場の名称及び所在地

2 作業衛生責任者を設置（又は変更）した年月日

年 月 日

3 作業衛生責任者

住 所	
氏 名	
生 年 月 日	
資格種類（と畜場法第7条第5項の各号）	<input type="checkbox"/> 1号 <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号
資格取得又は卒業年月日	年 月 日
資格又は修了証書番号	第 号

添付書類 と畜場法第10条第2項の規定において準用する同法第7条第5項各号のいずれかに該当することを証する書面

第四号様式から第十号様式までを次のように改める。

第4号様式（第8条関係）

と畜場使用料及びとさつ解体料（変更）認可申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

申請者住所

氏名

〔 法人の場合は、その名称、
事務所の所在地及び代表者の氏名 〕

と畜場使用料（とさつ解体料）を下記のとおり定めたい（変更したい）ので、と畜場法第12条第1項の規定により申請します。

記

1 当該と畜場の名称及び所在地

2 と畜場使用料（とさつ解体料）

牛	1頭	円
馬	1頭	円
こうし	1頭	円
豚	1頭	円
めん羊	1頭	円
山 羊	1頭	円

添付書類

- 1 と畜場使用料の認可申請にあたっては、前年中（法人の場合は、前年事業年度）におけると畜場の収支明細書（と畜場新設の場合は、年間におけると畜場の収支見込明細書）
- 2 とさつ解体料の認可申請にあたっては、前年中（法人の場合は、前事業年度）におけると畜業の収支明細書。新たにと畜業者になる場合は、年間におけると畜業の収支見込明細書
- 3 認可を受けたと畜場使用料又はとさつ解体料を変更する場合は、その理由書

第5号様式（第9条関係）

自 家 用 と さ つ 届

食肉衛生検査所長 宛て

年 月 日

届出者住所

氏名

と畜場法第13条第1項第1号の規定により自家用とさつをしたいので、下記のとおり届け出ます。

記

届出者の住所、氏名、生年月日及び職業	
とさつ年月日及び時刻	
とさつ場所及びその周囲の概要	
とさつしようとする理由	
とさつしようとする獣畜の種類、性別、年齢、特徴及び重量	
食用に供しようとする者の範囲	
自己及び同居者以外の者の食用に供しようとするときは、その旨及び量	

第6号様式（第9条関係）

届 出 証

届出者住所

氏名

年 月 日 付けで届出のあった自家用とさつの届出を受理しました。

年 月 日

食肉衛生検査所長 団

第7号様式（第10条関係）

と畜場外とさつ許可申請書

年 月 日

食肉衛生検査所長 宛て

申請者住所

氏名

〔 法人の場合は、その名称、
事務所の所在地及び代表者の氏名 〕

と畜場以外の場所においてとさつしたいので、と畜場法施行令第4条第2号の規定により下記のとおり申請します。

記

と畜場を使用できない理由	
とさつ年月日及びとさつ場所	

添付書類 とさつ場所の見取図

第8号様式（第10条の2関係）

牛の皮のと畜場外への持出し許可申請書

年 月 日

食肉衛生検査所長 宛て

申請者住所

氏名

〔 法人の場合は、その名称、
事務所の所在地及び代表者の氏名 〕

牛の皮をと畜場外へ持ち出したいので、と畜場法施行令第5条第1項第1号の規定により下記のとおり申請します。

記

1 と畜場の名称、所在地及び連絡先

2 牛の皮の持出しを開始する年月日及び期間

3 一日に持出しを行う牛の皮の数量の上限及び個体識別方法

持出しを行う者の氏名	持出しを行う数量の上限	個 体 識 別 方 法

4 牛の皮の持出しを行う者の氏名、住所及び連絡先

持出しを行う者の氏名	住 所	連 絡 先

5 牛の皮の運搬の方法並びに落下及び紛失を防止するための措置内容

持出しを行う者の氏名	運 搬 の 方 法	落下及び紛失防止措置内容

6 持ち出された牛の皮を保存する者の氏名、住所及び連絡先

持出しを行う者の氏名	保存者氏名	保存者住所	保存者連絡先

7 持ち出された牛の皮を保存する者の氏名、保存する施設の名称、所在地及び連絡先並びに当該施設における1日当たりの保存可能量

保存者氏名	保存施設の名称	保存施設の所在地	保存施設の連絡先	保存可能量

添付書類（初回許可申請時及び変更時に提出が必要です。）

- 1 運搬自動車設備及び運搬経路の概略
- 2 牛の皮の保存施設及び場所の平面図
- 3 保存する施設及び設備の概要
- 4 化製場の許可証の写し
- 5 保存するための帳簿の様式を記したもの
- 6 緊急の場合の連絡体制を記したもの

第9号様式（第10条の2関係）

牛の卵巣のと畜場外への持出し許可申請書

年 月 日

食肉衛生検査所長 宛て

申請者住所

氏名

〔 法人の場合は、その名称、
事務所の所在地及び代表者の氏名 〕

牛の卵巣をと畜場外へ持ち出したいので、と畜場法施行令第5条第1項第2号の規定により下記のとおり申請します。

記

1 と畜場の名称、所在地及び連絡先

2 牛の卵巣の持出しを開始する年月日及び期間

3 一日に持出しを行う牛の卵巣の数量の上限及び個体識別方法

持出しを行う者の氏名	持出しを行う数量の上限	個 体 識 別 方 法

4 牛の卵巣の持出しを行う者の氏名、住所及び連絡先

持出しを行う者の氏名	住 所	連 絡 先

5 牛の卵巣の運搬の方法及び紛失を防止するための措置内容

持出しを行う者の氏名	運 搬 の 方 法	紛失防止措置内容

6 持ち出された牛の卵巣を保存する者の氏名、住所及び連絡先

持出しを行う者の氏名	保存者の氏名	保存者の住所	保存者連絡先

7 持ち出された牛の卵巣を保存する者の氏名、保存する施設の名称、所在地及び連絡先並びに
当該施設における1日当たりの保存可能量

保存者の氏名	保存施設の名称	保存施設の所在地	保存施設の連絡先	保存可能量

添付書類（初回許可申請時及び変更時に提出が必要です。）

- 1 運搬方法及び運搬経路の概略
- 2 牛の卵巣を保存する施設及び設備の平面図
- 3 保存する施設及び設備の概要
- 4 家畜改良増殖法に基づく施設である許可証の写し又は研究機関である資料
- 5 保存するための帳簿の様式を記したもの
- 6 緊急の場合の連絡体制を記したもの

第10号様式（第10条の2関係）

獣畜の肉等のと畜場外への持出し許可申請書

年 月 日

食肉衛生検査所長 宛て

申請者住所

氏名

〔法人の場合は、その名称、
事務所の所在地及び代表者の氏名〕

焼却のため獣畜の肉等をと畜場外へ持ち出したいので、と畜場法施行令第5条第1項第3号の規定により下記のとおり申請します。

記

1 と畜場の名称、所在地及び連絡先

2 獣畜の肉等の持出しを行う年月日

3 獣畜の肉等の持出しを行う者の氏名、住所及び連絡先並びに運搬方法

持出しを行う者の氏名	住 所	連 絡 先	運搬方法

4 持ち出された獣畜の肉等を焼却する者の氏名、住所及び連絡先

焼却者の氏名	焼却者の住所	焼却者の連絡先

5 持ち出された獣畜の肉等を焼却する施設の名称、所在地及び連絡先

焼却施設名称	焼却施設の所在地	焼却施設連絡先

6 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく許可の状況

許 可 の 種 類	許 可 の 期 間 及 び 訸 可 番 号	
	許可の期間 年 月 日	～ 年 月 日 許可番号

添付書類（初回許可申請時及び変更時に提出が必要です。）

- 1 運搬自動車設備及び運搬経路の概略
- 2 焼却する施設及び設備の平面図
- 3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく焼却施設である許可証の写し
- 4 焼却するための帳簿の様式を記したもの
- 5 緊急の場合の連絡体制を記したもの

第11号様式（第11条関係）

と 畜 檢 查 申 請 書

年 月 日

食肉衛生検査所長 宛て

申請者住所

氏名

生年月日

〔 法人の場合は、その名称、
事務所の所在地及び代表者の氏名 〕

と畜検査を受けたいので、と畜場法施行令第7条の規定により下記のとおり申請します。

記

1 とさつ又は解体しようとする年月日 年 月 日

2 検査を受けようとする獣畜（牛を除く。）

獣 畜 の 種 類	性 別	品 種	年 齢	特 徴	産 地

3 検査を受けようとする牛

性 別	品 種	月 齢	出生年月日	特 徴	産 地	個体識別番号

4 検査を受けようとする獣畜の病歴に関する情報

5 検査を受けようとする獣畜に係る動物用医薬品その他これに類するものの使用状況

備考

- 1 検査を受けようとする獣畜（牛を除く。）の年齢が不明のときは、推定年齢を記載すること。
- 2 個体識別番号は、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号）第2条第1項に規定するものをいう。
- 3 と畜場法第13条第1項第2号又は第3号の規定によると畜場外の場所でとさつした場合は、その理由、日時及び場所を上記に加えて記載すること。

第12号様式（第12条関係）

と 畜 場 廃 止 届

年 月 日

三重県知事 宛て

届出者住所

氏名

〔 法人の場合は、その名称、
事務所の所在地及び代表者の氏名 〕

と畜場を廃止したので、と畜場法等施行細則第12条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

と畜場の名称及び所在地	
許可年月日 及び許可番号	
廃止年月日	
廃止の理由	

第13号様式（第13条関係）

と 畜 業 営 業 廃 業 届

年 月 日

食肉衛生検査所長 宛て

届出者住所

氏名

〔 法人の場合は、その名称、
事務所の所在地及び代表者の氏名 〕

と畜業を廃業したので、と畜場法等施行細則第13条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

廃 業 の 理 由	
廃 業 年 月 日	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にと畜場に管理者を置いている者に対する第六条の規定の適用については、同条中「管理者を置いたとき」とあるのは、「管理者を置いているとき」とする。
- 3 この規則の施行の際現にと畜業の営業を行っている者に対する第七条の規定の適用については、同条中「営業を開始したとき」とあるのは「現に営業を行っているとき」と、「当該営業を開始した日から」とあるのは「令和3年4月1日から」とする。
- 4 この規則の施行の日前にこの規則による改正前のと畜場法等施行細則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則を以下に公布します。

令和3年3月30日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敏

三重県規則第八十六号

毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則

毒物及び劇物取締法施行細則（昭和三十二年三重県規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

第一号様式及び第一号様式を次のように改める。

第1号様式（第2条関係）

特定毒物使用者指定申請書

年 月 日

三重県知事 あて

所在地又は住所

名称及び代表者氏名

(個人にあつては、氏名)

毒物及び劇物取締法施行令第11条第1号に規定するモノフルオール酢酸の塩類
を含有する製剤の使用者の指定を申請します。

森 林（倉庫）の所在地	
森林の面積（倉庫の床面積）	

備考 1 用紙は、規格A4判とすること。

第2号様式（第2条関係）

特 定 毒 物 使 用 者 指 定 申 請 書

年 月 日

三重県知事 あて

所在地又は住所

名称及び代表者氏名

(個人にあつては、氏名)

毒物及び劇物取締法施行令
〔 第16条第1号
第22条第1号
第28条第1号口 〕に規定する特定毒物の使用者の指定を申請

します。

使 用 し よ う と す る 薬 剤 の 名 称	用 途

(規格A4)

備考 1 用途欄には、使用の対象となる作物名を記載すること。

第二号様式中「印」及び「備考」申請者の氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記載すること。」を削る。

第八号様式の様式中「平成」を削る。

第十二号様式及び第十四号様式中「印」及び「備考」届出者の氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記載すること。」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際に改正前の毒物及び劇物取締法施行細則（次項において「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書等は、改正後の毒物及び劇物取締法施行細則の規定に基づいて提出された申請書等とみなす。

3 この規則の施行の日前に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所用の調整をして使用することができる。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和三年三月三十日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

三重県規則第八十七号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則（昭和四十七年三重県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中「印」を削る。

第一号様式及び第二号様式中「印」及び「備考」申請者の氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記載すること。」を削る。

第四号様式中「3 氏名は、自署によること。」を削る。

第七号様式中「印」及び「備考」氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかによること。」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際に改正前の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則（次項において「旧細則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書等は、改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則に基づいて提出された申請書等とみなす。

3 この規則の施行の日前に旧細則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和三年三月三十日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

三重県規則第八十八号

麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則

麻薬及び向精神薬取締法施行細則（昭和四十七年三重県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第一号様式から第四号様式までの規定中「三重県知事 様」を「三重県知事 宛て」に改め、「印」を削る。

第五号様式中「三重県知事 様」を「三重県知事 宛て」に改め、「印」を削る。

第六号様式及び第七号様式中「三重県知事 様」を「三重県知事 宛て」に改め、「印」を削る。

第八号様式中「印」を削る。

第九号様式及び第十号様式中「三重県知事 様」を「三重県知事 宛て」に改め、「④」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際に改正前の麻薬及び向精神薬取締法施行細則(次項において「旧細則」という。)の規定に基づいて提出されている届出書等は、改正後の麻薬及び向精神薬取締法施行細則の規定に基づいて提出された届出書等とみなす。

3 この規則の施行の日前に旧細則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所用の調整をして使用することができる。

行旅病人及び行旅死亡人取扱規則の一部を改正する規則をつゝに公布します。

令和三年三月三十日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敏

三重県規則第八十九号

行旅病人及び行旅死亡人取扱規則の一部を改正する規則

行旅病人及び行旅死亡人取扱規則(昭和六十二年三重県規則第四十二号)の一部を次のように改正する。

第一号様式及び第二号様式中「四」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際に改正前の行旅病人及び行旅死亡人取扱規則(次項において「旧規則」という。)の規定に基づいて提出されている通知書等は、改正後の行旅病人及び行旅死亡人取扱規則の規定に基づいて提出された通知書等とみなす。

3 この規則の施行の日前に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

生活保護法施行細則の一部を改正する規則をつゝに公布します。

令和三年三月三十日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敏

三重県規則第九十号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則(平成十八年三重県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

第十一号様式中「四」を削る。

第十一号様式及び第十二号様式中「受付四」を「受付三」に改め、「四」を削る。

第十四号様式から第十七号様式までの規定中「四」を削る。

第十八号様式中「四」を削る。

第二十四号様式中「四」を「三」に改める。

第二十五号様式中「四」を削る。

第四十号様式中「四」を「三」に改める。

第四十二号様式中「男・女」及び「四」を削る。

第四十五号様式中「四」を削る。

第四十九号様式及び第四十九号様式の中「四」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際に改正前の生活保護法施行細則(次項において「旧規則」という。)の規定に基づいて提出されている申請書等は、改正後の生活保護法施行細則の規定に基づいて提出された申請書等とみなす。

3 この規則の施行の日前に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

中国残留邦人等に対する支援給付及び特定配偶者に対する配偶者支援金事務取扱細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和3年3月三十日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敏

三重県規則第九十一号

中国残留邦人等に対する支援給付及び特定配偶者に対する配偶者支援金事務取扱細則の一部を改正する規則

中国残留邦人等に対する支援給付及び特定配偶者に対する配偶者支援金事務取扱細則（平成二十年三重県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

第十号様式中「印」を削る。

第十一号様式中「受付印」を「受付印」に、「氏名 印」を「氏名 印」に改める。

第十二号様式中「受付印」を「受付印」に、「氏名 印」を「氏名 印」に改め、「平成」を削る。

第十六号様式中「印」を削る。

第十七号様式中「印」を削る。

第二十二号様式中「担当医師 印」を「担当医師 印」に改める。

第二十四号様式、第二十一号様式及び第二十二号様式の二中「印」を削る。

第二十三号様式中「申請者氏名 印」を「申請者氏名 印」に改める。

第二十八号様式中「領印」を「記名欄」に改める。

第二十九号様式中「氏名 印」を「氏名 印」に、「受印」を「受印」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際に改正前の中国残留邦人等に対する支援給付及び特定配偶者に対する配偶者支援金事務取扱細則（次項において「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書等は、改正後の中国残留法人等に対する支援給付及び特定配偶者に対する配偶者支援金事務取扱細則の規定に基づいて提出された申請書等とみなす。

3 この規則の施行の日前に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

三重県専修学校高等課程修業奨学金の貸与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和3年3月三十日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敏

三重県規則第九十一号

三重県専修学校高等課程修業奨学金の貸与に関する規則の一部を改正する規則

三重県専修学校高等課程修業奨学金の貸与に関する規則（平成十四年三重県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（奨学金の申請手続）	（奨学金の申請手続）
第七条 奨学金の貸与を受けようとする者は、保護者（奨学金の貸与又は採用の内定を受けようとする者が未成年者である場合に限る。）及び第一連帯保証人の連署した奨学金申請書（第一号様式）に次に掲げる書類その他の知事が必要と認める書類を添えて、知事に申請しなければならない。	第七条 奨学金の貸与を受けようとする者は、保護者（奨学金の貸与又は採用の内定を受けようとする者が未成年者である場合に限る。）及び第二連帯保証人の連署した奨学金申請書（第一号様式）に次に掲げる書類その他の知事が必要と認める書類を添えて、知事に申請しなければならない。
一 中学校又は専修学校高等課程の在学証明書	一 中学校又は専修学校高等課程の在学証明書

二・三 (略)	二・三 (略)
（予約採用の内定及び決定等）	（予約採用の内定及び決定等）
第八条 (略)	第八条 (略)
6 2 5 5 (略)	6 2 5 5 (略)
6 前項の決定を受けた者は、知事が定める期限までに奨学生返還誓約書兼借用証書（第五号様式）及び知事が別に定める書類（以下これらを「奨学生返還誓約書兼借用証書等」という。）を知事に提出しなければならない。	6 前項の決定を受けた者は、知事が定める期限までに奨学生返還誓約書兼借用証書（第五号様式）及び第一連帯保証人の印鑑登録証明書（以下これらを「奨学生返還誓約書兼借用証書等」という。）を知事に提出しなければならない。
7 (略)	7 (略)
（貸与の時期及び方法）	（貸与の時期及び方法）
第十三条 (略)	第十三条 (略)
2 奨学生は、一回目以降の貸与にあつては、毎年三月一日、六月一日、九月一日又は十一月一日（以下これらを「基準日」という。）における在学証明書を、それぞれ当該基準日から十日以内に知事に提出しなければならない。	2 奨学生は、一回目以降の貸与にあつては、毎年三月一日、六月一日、九月一日又は十一月一日（以下これらを「基準日」という。）における在学証明書（第二号様式）を、それぞれ当該基準日から十日以内に知事に提出しなければならない。
3 知事は、前項の在学証明書が提出されたときその他別に定めるところにより奨学生の在学の状況を確認したときは、奨学生があらかじめ指定した金融機関の口座へ振り込むものとする。	3 知事は、前項の在学証明書（第二号様式）が提出されたときその他別に定めるところにより奨学生の在学の状況を確認したときは、奨学生があらかじめ指定した金融機関の口座へ振り込むものとする。
（異動の届出）	（異動の届出）
第二十三条 (略)	第二十三条 (略)
2 奨学生等若しくは奨学生であつた者又はその保護者は、保護者又は第一連帯保証人の死亡等の理由により保護者又は第一連帯保証人を変更しようとする場合は、直ちに連帯保証人等変更申請書（第十四号様式）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出し、同意を得なければならない。	2 奨学生等若しくは奨学生であつた者又はその保護者は、保護者又は第一連帯保証人の死亡等の理由により保護者又は第一連帯保証人を変更しようとする場合は、直ちに連帯保証人等変更申請書（第十四号様式）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出し、同意を得なければならない。
一 (略)	一 (略)
二 第一連帯保証人を変更する場合は、知事が別に定める書類	二 第一連帯保証人を変更する場合は、第一連帯保証人にかわらうとする者の印鑑登録証明書

第一号様式中「母」、「※ 印影がはっきりわかるように押印してください。不鮮明なものは、受付できない場合があります。」及び「（第2号様式）」を削る。

第一号様式を次のように改める。

第2号様式 削除

第二号様式中「母」を削る。

第四号様式中「母」を削り、「名前 帯保証人は、実印を使用してください。」及び「※ 印影がはっきりわかるように押印してください。不鮮明なものは、受付けできない場合があります。」を削る。

第五号様式中「母」を削り、「氏名 実印」を「氏名 実印」を「名前 」に改め、「※ 連

「※署名欄は、該当者がそれぞれ自筆し、連帯保証人（保護者を除く）は実印を押印すること。」を「※署名欄は、該当者がそれぞれ自筆すること。」に改める。

第六号様式及び第七号様式中「母」を削り、「名前 実印」を「名前 」に改め、「※ 連帯保証人は、実印を使用してください。前回申請に使用した実印から変更がある場合は、新たな実印の印鑑登録証明書を添付してください。」及び「※ 印影がはっきりわかるように押印してください。不鮮明なものは、受付けできない場合があります。」を削る。

第八号様式中「母」を削る。

第九号様式を次のように改める。

第9号様式（第19条関係）

奨学生返還計画変更申請書					
年 月 日					
三重県知事 宛て					
三重県専修学校高等課程修業奨学生の返還計画を変更したいので、下記のとおり申請します。					
奨学生本人	在学（在学していた） 専修学校名			奨学生 番号	
	名前			住所	
	勤務先等		電話番号（自宅）	（携帯）	
届出の保護者等	名前			住所	
	※保護者欄に署名した者は、全ての法定代理人を 代表しての署名であることを認めます。				
	勤務先等		電話番号（自宅）	（携帯）	
連帯保証人	名前			住所	
	勤務先等		電話番号（自宅）	（携帯）	
返還計画	① 貸与総額			円	
	変更前の 返還計画	返還方法	月賦・半年賦	現在の計画での 返還回数	回
		② 变更前返還期日経過の 返還回数	回	③ 变更前返還期日経過の 返還額計	円
		④ 变更前返還期日未経過の返還額 ((①-③))	円		
	返還計画変更開始年月			年	月
	変更後の 返還計画	返還方法	月賦・半年賦 (月・月)	変更後の最終返還年月	
		年 月			
⑤ 「④」の返還回数		回	変更後の総返還回数 (②+⑤)	回	
	各回の返還額	円	最終回返還額	円	
記入要領	<ul style="list-style-type: none"> 「返還方法」は、該当するものに○をつけてください。 ②、③には、滞納している分も含め、既に返還期日が過ぎている分を記入してください。 ※滞納している分については返還計画変更の対象となりません。速やかに納付し、早期に滞納を解消してください。 ④は、①の貸与総額から③を差し引いた額です。この金額分の返還計画を変更することになります。 返還期間の合算が、貸与金額の総額に応じた返還期間の上限（12年・15年・18年以内）を超えないよう にしてください。 				
変更理由					

※ 「変更理由」欄には、返還計画を変更しなければならない理由（本人の失職、家庭状況の変化等による経済的困窮等）と、変更後の返還計画により必ず返還する旨の約束条項を記入してください。

※ 署名は、それぞれ該当する本人が自筆してください。

第十号様式中「自署・押印」や「自署」に改め、「印」を消す。

第十一号様式及び第十一号様式を次のように改める。

第11号様式（第20条関係）

診 斷 書			
住所			
氏名		生年月日	年 月 日
病名		手術を受けた 年月日	年 月 日
発病・受傷 場所		発病・受傷 年月日	年 月 日
発病又は受傷の原因			
現在までの経過（年月順に記入）			
現在の症状			
機能回復の可能性			
その他所見（就労の見込み等）			

心身の障害の程度（症状が固定し、若しくは回復の見込みのないもの）が判定できる場合は、番号に○を付けてください。〔複数番号選択可〕

障害の程度	番号	心身の障害の状態
1級	1 2 3 4 5 6 7 8	常時心神喪失の状況にあるもの 両眼の視力が0.02以下に減じたもの 片目の視力を失い、他方の目の視力が0.06以下に減じたもの そしゃくの機能を失ったもの 言語の機能を失ったもの 手の指を全部失ったもの 常に床について複雑な看護を必要とするもの 前各号に掲げるもののほか、精神又は身体の障害により労働能力を喪失したもの
2級	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13	両眼の視力が0.1以下に減じたもの 鼓膜の大部分の欠損その他により両耳の聴力が耳かくに接しなければ大声を解することができない程度以上のもの そしゃく又は言語の機能に著しい障害を残すもの せき柱の機能に著しい障害を残すもの 片手を腕関節以上で失ったもの 片足を足関節以上で失ったもの 片手の三大関節中二関節又は三関節の機能を失ったもの 片足の三大関節中二関節又は三関節の機能を失ったもの 片手の五つの指又は親指及び人差指をあわせて四つの指を失ったもの 足の指の全部を失ったもの せき柱、胸かく、骨盤軟部組織の高度の障害、変形等の理由により労働能力が著しく阻害されたもの 半身不随により労働能力が著しく阻害されたもの 前各号に掲げるもののほか、精神又は身体の障害により労働能力に高度の制限を有するもの
備考	1 2	各号の障害は、症状が固定し、又は回復の見込みのないものに限る。 視力の測定は、万国式視力表によるものとし、屈折異常のものについては、矯正視力によって測定する。

上記のとおり診断します。

年 月 日

住所

医師 氏名

- 1 この診断書は、三重県専修学校高等課程修業奨学金の返還免除の申請を行うために使用するものです。
- 2 診断書を厳封のうえ、患者様にお渡しください。

第12号様式（第21条関係）

奨学金返還猶予申請書					年 月 日
三重県知事 宛て					
三重県専修学校高等課程修業奨学金の貸与に関する規則第21条第2項の規定により返還猶予を受けたいので、下記のとおり申請します。					
在学 (在学していた) 専修学校名				修了 (退学) 年月	在学・修了・退学 (該当するものに○印)
					年 月
本人	名前		住所	(〒) 電話 (自宅) (携帯) 二 二	
				勤務先等又は通学先	
(届出保護者の保護者等者)	名前	※保護者欄に署名した者は、全ての法定代理人を代表しての署名であることを認めます。	住所	(〒) 電話 (自宅) (携帯) 二 二	
				勤務先等	
連帯保証人	名前		住所	(〒) 電話 (自宅) (携帯) 二 二	
				勤務先等	
申請理由 (該当する番号を○で囲んでください。)			(1) 専修学校高等課程に在学中 (2) 短期大学、大学、大学院、専修学校に在学中 (3) 留学 (4) 各種学校に在学中 (5) 大学校に在学中 (6) 災害 (7) 自宅又は自宅外学習 (8) 職業訓練中 (9) 就労の意思を有しながら一度も就労できない (10) 疾病 (就労困難の記載があるもの) (11) 失業 (12) 休職 (13) 妊娠、出産又は育児を理由とした休業 (14) その他やむを得ない事由 ()		
猶予期間			年 月から 年 月まで (か月)		
返還開始月			年 月から返還開始		
理由発生年月日			年 月 日		
過去の猶予期間 〔申請理由の(5)から(14)に該当する場合のみ記入〕 ※(13)の場合を除き、通算3年を超えての猶予は出来ません。			年 月から 年 月まで (か月)		

※ 申請理由が(1)から(4)に該当する場合、猶予申請期間は在学期間の範囲内となります。なお、返還開始月は、月賦の場合、在学期間終了後半年後の月の翌月までの範囲で記入してください。(例: 3月卒業の場合、4月から10月の範囲のいずれかの月を返還開始月に記入)。半年賦の場合はお問い合わせください。

※ 申請理由が(5)から(14)に該当する場合、猶予申請期間は1年以内となります。ただし、再申請・再々申請により、通算して3年間((13)に該当する場合は子が満3歳に達する日の翌日が属する月まで)猶予を受けることができます。

※ (5)に該当するケースのうち、学位を取得できる大学校(国家公務員の身分を有する者を除く)の場合、猶予申請期間は在学期間中となります。

※ 署名は、自筆であることが必要です。ただし、本人が未成年の場合に限り、本人欄を保護者が代筆することを可とします。

※ 申請理由を証明する書類の添付が必要です。添付書類は、貸与決定時にお渡しした「奨学生のしおり」で確認してください。

第十一号様式に「印」を添る。

第十四号様式を次のように改める。

第14号様式（第23条関係）

連 帯 保 証 人 等 変 更 申 請 書

変更事項 (いすれかに○)	保護者 ・ 連帯保証人		
変更理由			
変更後の 保護者又は 変更後の 連帯保証人	ふりがな 名 前	住 所 等	
		〒	
		電話 (自宅) 一 一 (携帯) 一 一	
	生年月日	年 月 日生	在留資格 (外国籍の方のみ)
勤務先等		本人との関係	
三重県専修学校高等課程修業奨学生の貸与に関する規則第23条第2項の規定により、保護者又は連帯保証人について、上記のとおり変更したいので同意願います。			
年 月 日			
三重県知事 宛て			
(奨学生・予約) 番号			
本 人		名前	
上記の者が負担する三重県専修学校高等課程修業奨学生債務を連帯して保証します。また、本人が既に提出している奨学生返還誓約書兼借用証書の誓約事項及び裏面の誓約事項についても同意します。			
変更後の保護者（連帯保証人） 名前			
変更後の連帯保証人 名前			

※ 裏面【記入にあたっての注意事項等】を参照してください。

【記入にあたっての注意事項等】

- ※ 署名欄は、いずれもそれぞれ該当する人が自筆してください。
- ※ 連帯保証人の変更の際は、知事が別に定める書類を添付してください。また、保護者の変更の際は、住民票を添付してください。
- ※ 外国籍の方は、在留資格が記載された住民票を添付してください。
- ※ 本人が成人に達している場合又は保護者がいない場合は、「変更後の保護者」欄には、従前の「保護者」に代わり、奨学金債務を連帯して保証する方が署名してください。
- ※ ご記入いただきました個人情報及び提出書類は、奨学金の貸与及び返還においてのみ使用し、その他の目的では使用しません。また、三重県個人情報保護条例に基づき適切に管理します。

【誓約事項】

本人、保護者及び連帯保証人は、次の事項を誓約します。

- 1 保護者欄に署名した者は、全ての法定代理人を代表しての署名であることを認めます。
- 2 三重県が定める期間までに奨学金貸与継続届を提出します。奨学金貸与継続届を提出しない場合は、翌年度以降の奨学金の貸与が打ち切られても異議はありません。
- 3 貸与が打ち切られた場合は、当該打ち切り決定の日から1か月以内に奨学金返還計画変更申請書を提出します。当該申請書を提出しない場合は、3年以内の返還期間で、三重県が定める方法で返還します。
- 4 連帯保証人の一人に対する履行の請求及び連帯保証人の一人に生じた時効の完成猶予及び更新は、本人及び他の連帯保証人にもその効力が生じることを認めます。
- 5 期限までに返還がなされない場合は、三重県の請求により期限の利益を喪失することを認め、未返還額を一括返還します。
- 6 滞納を生じさせた場合には、期限の翌日から起算して納付日までの遅延損害金を負担します。
- 7 この奨学金に関する訴訟については、三重県の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることに同意します。
- 8 奨学金の返還にあたり、滞納や連絡を取ることができない状況が続いたときは、三重県が行う奨学金の貸与及び返還に関する業務に必要な範囲において、三重県が次の調査を行うことに同意します。
(※調査で取得した個人情報は当該業務以外では使用しません。)
(1) 住所地における居住の有無、転出入の状況、家賃等の滞納等に関する管理会社等への調査
(2) 勤務や給与支払の状況等に関する勤務先等への調査
(3) 住民税等の課税状況に関する調査
(4) 金融機関における取引状況に関する調査
(5) 保険の加入状況に関する調査

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際にこの規則による改正前の三重県事務学校高等課程修業奨学金の貸与に関する規則の規定に基づいて提出されている申請書等は、この規則による改正後の三重県事務学校高等課程修業奨学金の貸与に関する規則の規定に基づいて提出された申請書等とみなす。

地方税法第三十七条の一第一項第四号の寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和三年三月三十日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

三重県規則第九十三号

地方税法第三十七条の一第一項第四号の寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

地方税法第三十七条の一第一項第四号の寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準等を定める条例施行規則（平成二十五年三重県規則第八十二号）の一部を次のように改正する。

第一号様式から第六号様式まで、第八号様式及び第九号様式中「⑩」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際に改正前の地方税法第三十七条の一第一項第四号の寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準等を定める条例施行規則（次項において「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申出書等は、改正後の地方税法第三十七条の一第一項第四号の寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準等を定める条例施行規則の規定に基づいて提出された申出書等とみなす。

3 この規則の施行の日前に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

人 事 標 規 則

三重県人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和二十九年三重県条例第六十七号）の規定に基づき、三重県人事委員会規則七一一一（職員の管理職手当に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布します。

令和三年三月三十日

三 重 県 人 事 委 員 会 委 員 長 竹 川 博 子

三重県人事委員会規則七一一一（職員の管理職手当に関する規則）の一部を改正する規則

三重県人事委員会規則七一一一（職員の管理職手当に関する規則）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表第一（第二条関係）				別表第一（第二条関係）			
部	局	組織	職	部	局	組織	職
本	府	（略）	区分	本	府	（略）	区分
部	副	副部長		部	副	副部長	
局	次	次長（任用規則別表に規定する次長級の職）	四種	局	次	次長（任用規則別表に規定する次長級の職）	四種
	次	で、困難な業務を行うものに限る。）		次	で、困難な業務を行うものに限る。）		
	副	副局長（任用規則別表		副	副	副局長	

障がい者雇用推進監	太平洋・島サミット推進監	農業・土砂対策監	人権監	地域共生社会推進監	人権・危機管理監	企画調整監	労使協働推進監	コソボライアンス・労	県民の声相談監	コソボナート防災監	検査監	担当課長（人事委員会に	にあつては、人事委員会	に規定する課長級の職	副局長（任用規則別表に	に規定する課長級の職	（略）	課長（任用規則別表に	に規定する課長級の職	に規定する課長級の職	副局長（任用規則別表に	に規定する課長級の職	（略）	次長（任用規則別表に	に規定する課長級の職	に規定する次長級の
障がい者雇用推進監	太平洋・島サミット推進監	農業・土砂対策監	人権監	地域共生社会推進監	人権・危機管理監	企画調整監	労使協働推進監	コソボライアンス・労	県民の声相談監	コソボナート防災監	検査監	担当課長（人事委員会に	にあつては、人事委員会	に規定する課長級の職	副局長（任用規則別表に	に規定する課長級の職	（略）	課長（任用規則別表に	に規定する課長級の職	に規定する課長級の職	副局長（任用規則別表に	に規定する課長級の職	（略）	次長（任用規則別表に	に規定する課長級の職	に規定する次長級の

(略)	(略)	(略)	課の室（課の隊及びセシターやを含む。）長（職の区分が九種と定められたもの）
(略)	(略)	(略)	課の室（課の隊及びセシターやを含む。）長（職の区分が九種と定められたもの）

附 則

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、別表第一警察の項の改正規定及び次項の規定は公布の日から施行する。

2 改正後の別表第一警察の項の規定は、令和3年3月19日から適用する。

三重県人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和二十九年三重県条例第六十七号）の規定に基づき、三重県人事委員会規則七一七五（等級別基準職務に関する規則）の一部を改正する規則を以下に公布します。

令和3年3月30日

三重県人事委員会委員長 竹川博子

三重県人事委員会規則七一七五（等級別基準職務に関する規則）の一部を改正する規則

三重県人事委員会規則七一七五（等級別基準職務に関する規則）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表（第二条関係） イ 行政職給料表				別表（第二条関係） イ 行政職給料表			
組織	職務の級	基準となる職務	職名	組織	職務の級	基準となる職務	職名
知事部	(略)	(略)	(略)	知事部	(略)	(略)	(略)
局、議会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局、教育委員会事務局、労働委員会事務局、選挙管理委員会事務局、事務局、海区漁業調整委員会事務局及	6級	1から4まで	担当課長 専門監 担当室長 コンビナート防災監 危機管理特命監 県民の声相談監 コンプライアンス・労使協働推進監 企画調整監 人権・危機管理監 地域共生社会推進監 子ども虐待対策・里親制度推進監 土砂対策監 人権監 消費生活監 移住促進監 農林水産政策・輸出促進監 障がい者雇用推進監 太平洋・島サミット推進監 M I C E 誘致推進監	局、議会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局、教育委員会事務局、労働委員会事務局、選挙管理委員会事務局、事務局、海区漁業調整委員会事務局及	6級	1から4まで	担当課長 専門監 担当室長 コンビナート防災監 県民の声相談監 コンプライアンス・労使協働推進監 企画調整監 人権・危機管理監 子ども虐待対策・里親制度推進監 土砂対策監 人権監 消費生活監 R D F・広域処理推進監 移住促進監 農林水産政策・輸出促進監 家畜防疫対策監 障がい者雇用推進監 太平洋・島サミット推進監 M I C E 誘致推進監

び内水面漁場管理委員会事務局	建設企画監 水災害対策監 建築審査監 検査監 会計支援監 行政組織規則第110条第1項の表の上欄に規定する副局長 副校长（任用規則別表に規定する課長級の職にあるものに限る。） 副館長（任用規則別表に規定する課長級の職にあるものに限る。） 行政組織規則第110条第1項の表の上欄に規定する部長 行政組織規則第110条第1項の表の上欄に規定する事務長 技術管理監 林業人材育成推進監 教授 調整監 政策法務監 次長（任用規則別表に規定する課長級の職にあるものに限る。） 所長（任用規則別表に規定する課長級の職にあるものに限る。） 副所長（任用規則別表に規定する課長級の職にあるものに限る。） 副センター長（任用規則別表に規定する課長級の職にあるものに限る。） 市町教育支援・人事監 学校防災推進監 <u>特別支援学校整備推進監</u> 子ども安全対策監 人権教育監 書記長（任用規則別表に規定する課長級の職にあるものに限る。） 室長（任用規則別表に規定する課長級の職にあるものに限る。） 局長（任用規則別表に規定する課長級の職にあるものに限る。）	び内水面漁場管理委員会事務局	建設企画監 水災害対策監 建築審査監 検査監 会計支援監 行政組織規則第110条第1項の表の上欄に規定する副局長 副校长（任用規則別表に規定する課長級の職にあるものに限る。） 副館長（任用規則別表に規定する課長級の職にあるものに限る。） 行政組織規則第110条第1項の表の上欄に規定する部長 行政組織規則第110条第1項の表の上欄に規定する事務長 技術管理監 林業人材育成推進監 教授 調整監 政策法務監 次長（任用規則別表に規定する課長級の職にあるものに限る。） 所長（任用規則別表に規定する課長級の職にあるものに限る。） 副所長（任用規則別表に規定する課長級の職にあるものに限る。） 副センター長（任用規則別表に規定する課長級の職にあるものに限る。） 市町教育支援・人事監 学校防災推進監 子ども安全対策監 人権教育監 書記長（任用規則別表に規定する課長級の職にあるものに限る。） 室長（任用規則別表に規定する課長級の職にあるものに限る。） 局長（任用規則別表に規定する課長級の職にあるものに限る。）	(略)	(略)
7級	1及び	7級	1及び	7級	1及び
					行政組織規則第19条第1項の

	2	危機管理地域統括監 ひとつづくり政策統括監 コンプライアンス統括監 首都圏営業拠点運営統括監 太平洋・島サミット推進統括監 工事検査統括監 副館長（任用規則別表に規定する次長級の職にあるものに限る。） 次長（任用規則別表に規定する次長級の職にあるものに限る。） 総括市町教育支援・人事監 事務局長（任用規則別表に規定する次長級の職にあるものに限る。）		2	表の上欄に規定する副局長 危機管理地域統括監 ひとつづくり政策統括監 コンプライアンス統括監 首都圏営業拠点運営統括監 太平洋・島サミット推進統括監 工事検査統括監 副館長（任用規則別表に規定する次長級の職にあるものに限る。） 次長（任用規則別表に規定する次長級の職にあるものに限る。） 総括市町教育支援・人事監 事務局長（任用規則別表に規定する次長級の職にあるものに限る。）
	3	担当課長（困難な業務を行うものに限る。） 検査監（困難な業務を行うものに限る。） 会計支援監（困難な業務を行うものに限る。） 行政組織規則第19条第1項の表の上欄に規定する副局長（任用規則別表に規定する課長級の職にあるものに限る。） 行政組織規則第110条第1項の表の上欄に規定する副局長（困難な業務を行うものに限る。） 副校長（任用規則別表に規定する課長級の職で困難な業務を行うものに限る。） 副館長（任用規則別表に規定する課長級の職で、困難な業務を行うものに限る。） 行政組織規則第110条第1項の表の上欄に規定する部長（困難な業務を行うものに限る。） 担当室長（困難な業務を行うものに限る。） 次長（任用規則別表に規定する課長級の職で、困難な業務を行うものに限る。） 所長（任用規則別表に規定する課長級の職で、困難な業務を行うものに限る。）		3	担当課長（困難な業務を行うものに限る。） 検査監（困難な業務を行うものに限る。） 会計支援監（困難な業務を行うものに限る。） 行政組織規則第110条第1項の表の上欄に規定する副局長（困難な業務を行うものに限る。） 副校長（任用規則別表に規定する課長級の職で困難な業務を行うものに限る。） 副館長（任用規則別表に規定する課長級の職で、困難な業務を行うものに限る。） 行政組織規則第110条第1項の表の上欄に規定する部長（困難な業務を行うものに限る。） 担当室長（困難な業務を行うものに限る。） 次長（任用規則別表に規定する課長級の職で、困難な業務を行うものに限る。） 所長（任用規則別表に規定する課長級の職で、困難な業務を行うものに限る。）

			副所長（任用規則別表に規定する課長級の職で、困難な業務を行うものに限る。） 副センター長（任用規則別表に規定する課長級の職で、困難な業務を行うものに限る。） 市町教育支援・人事監（困難な業務を行うものに限る。） 書記長（任用規則別表に規定する課長級の職で、困難な業務を行うものに限る。） 室長（任用規則別表に規定する課長級の職で、困難な業務を行うものに限る。） 局長（任用規則別表に規定する課長級の職で、困難な業務を行うものに限る。）				副所長（任用規則別表に規定する課長級の職で、困難な業務を行うものに限る。） 副センター長（任用規則別表に規定する課長級の職で、困難な業務を行うものに限る。） 市町教育支援・人事監（困難な業務を行うものに限る。） 書記長（任用規則別表に規定する課長級の職で、困難な業務を行うものに限る。） 室長（任用規則別表に規定する課長級の職で、困難な業務を行うものに限る。） 局長（任用規則別表に規定する課長級の職で、困難な業務を行うものに限る。）
	8級	1 及び 2	危機管理副統括監 行政組織規則第19条第1項の表の上欄に規定する副局長（任用規則別表に規定する次長級の職にあるものに限る。） 所長（任用規則別表に規定する次長級の職で、特に困難な業務を行うものに限る。） 行政組織規則第110条第1項の表の上欄に規定する局長（特に困難な業務を行うものに限る。） 危機管理地域統括監（困難な業務を行うものに限る。） 次長（任用規則別表に規定する次長級の職で、困難な業務を行うものに限る。） 事務局長（任用規則別表に規定する次長級の職で、困難な業務を行うものに限る。） 副教育長		8級	1 及び 2	危機管理副統括監 行政組織規則第19条第1項の表の上欄に規定する副局長（困難な業務を行うものに限る。） 所長（任用規則別表に規定する次長級の職で、特に困難な業務を行うものに限る。） 行政組織規則第110条第1項の表の上欄に規定する局長（特に困難な業務を行うものに限る。） 危機管理地域統括監（困難な業務を行うものに限る。） 次長（任用規則別表に規定する次長級の職で、困難な業務を行うものに限る。） 事務局長（任用規則別表に規定する次長級の職で、困難な業務を行うものに限る。） 副教育長
		(略)	(略)			(略)	(略)
警察	4級	1	課長補佐 隊長補佐 警察署の課長 警察署の主幹		警察	4級	1 課長補佐 隊長補佐 センター長補佐 警察署の課長 警察署の主幹
	5級	1 から 3 まで	課長補佐（相当困難な業務を行うものに限る。） 隊長補佐（相当困難な業務を行うものに限る。）			5級	1 から 3 まで 課長補佐（相当困難な業務を行うものに限る。） 隊長補佐（相当困難な業務を行うものに限る。）

			工場長 科長 警察署の課長（相当困難な業務を行うものに限る。） 警察署の主幹（相当困難な業務を行うものに限る。）				センター長補佐（相当困難な業務を行うものに限る。） 工場長 科長 警察署の課長（相当困難な業務を行うものに限る。） 警察署の主幹（相当困難な業務を行うものに限る。）
6 級	1 及び 3	警察本部の課長 次長 室長 センター長 訟務官 管理官 交通管制官	6 級	1 及び 3	警察本部の課長 運転免許センター副センター 長 次長 室長 センター長 訟務官 管理官 交通管制官		
	4 及び 5	課長補佐（困難な業務を行うものに限る。） 隊長補佐（困難な業務を行うものに限る。） 工場長（困難な業務を行うものに限る。） 科長（困難な業務を行うものに限る。） 警察署の課長（困難な業務を行うものに限る。） 警察署の主幹（困難な業務を行うものに限る。）	4 及び 5		課長補佐（困難な業務を行うものに限る。） 隊長補佐（困難な業務を行うものに限る。） センター長補佐（困難な業務を行うものに限る。） 工場長（困難な業務を行うものに限る。） 科長（困難な業務を行うものに限る。） 警察署の課長（困難な業務を行うものに限る。） 警察署の主幹（困難な業務を行うものに限る。）		
7 級	3	警察本部の課長（困難な業務を行うものに限る。） 参事官	7 級	3	警察本部の課長（困難な業務を行うものに限る。）		

備考 (略)

口 公安職給料表

組織	職務の級	基準となる職務	職名
警察	5 級	1	副隊長 隊長補佐 検視官 中隊長 指令官 分析官 科長
	6 級	1	隊長

備考 (略)

口 公安職給料表

組織	職務の級	基準となる職務	職名
警察	5 級	1	副隊長 隊長補佐 センター長補佐 検視官 中隊長 指令官 分析官 科長
	6 級	1	隊長

		<p>次長 副隊長（相当困難な業務を行うものに限る。） 副センター長 副所長 隊長補佐（困難な業務を行うものに限る。）</p> <p>検視官（困難な業務を行うものに限る。） 中隊長（困難な業務を行うものに限る。） 指令官（困難な業務を行うものに限る。） 分析官（困難な業務を行うものに限る。） 科長（困難な業務を行うものに限る。） 警務官 事件指導官 交通官 調査官</p>		<p>次長 副隊長（相当困難な業務を行うものに限る。） 副センター長 副所長 隊長補佐（困難な業務を行うものに限る。） <u>センター長補佐（困難な業務を行うものに限る。）</u> 検視官（困難な業務を行うものに限る。） 中隊長（困難な業務を行うものに限る。） 指令官（困難な業務を行うものに限る。） 分析官（困難な業務を行うものに限る。） 科長（困難な業務を行うものに限る。） 警務官 事件指導官 交通官 調査官</p>
7級	1	<p>隊長（相当困難な業務を行うものに限る。） 所長 次長（困難な業務を行うものに限る。）</p> <p>副隊長（困難な業務を行うものに限る。） 副所長（困難な業務を行うものに限る。） 副校長 デジタル推進監</p>	7級	<p>隊長（相当困難な業務を行うものに限る。） 所長 次長（困難な業務を行うものに限る。） <u>運転免許センター副センター長</u> 副隊長（困難な業務を行うものに限る。） 副所長（困難な業務を行うものに限る。） 副校長 デジタル推進監</p>
	3	<p>指導官 対策官 監察官 訟務官 管理官 上席検視官 警務官（困難な業務を行うものに限る。） 事件指導官（困難な業務を行うものに限る。） 交通官（困難な業務を行うものに限る。） 調整官 情報官</p>	3	<p>指導官 対策官 監察官 訟務官 管理官 上席検視官 警務官（困難な業務を行うものに限る。） 事件指導官（困難な業務を行うものに限る。） 交通官（困難な業務を行うものに限る。） 調整官 情報官</p>

附則

- 1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。ただし、別表イの表警察の項及び別表ロの表の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表イの表警察の項及び別表ロの表の規定は、令和二年二月二十九日から適用する。

三重県人事委員会は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十二条第四項の規定に基づき、三重県人事委員会規則一〇一四（管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則をここに公布します。

令和二年三月二十日

三重県人事委員会委員長 竹川博士子

二重県人事委員会規則(管轄職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則

二重県人事委員会規則一一一四（管理職員等の範囲を定める規則）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

<p>備考</p> <p>1 この表中「知事部局」とは、三重県行政組織</p>	<p>(略)</p> <p>教育委員会事務局</p> <p>副教育長 次長 総括市町教育支援・人事監事監 参事課長 担当課長 副課長 市町教育支援・人事監学校防災推進監 特別支援学校整備推進監 子ども安全対策監 人権教育監 事門監副参事 教育総務課班長、主幹、係長、主査、主任、主事及び技師（法令及び教育政策課班長、主幹、係長、主査、主任、主事及び技師（教育改革担当のものに限る。）教育政事及び技師（教育改革担当のものに限る。）教職員課班長、主幹、係長、主査、主任、主事及び技師（人事、組織、採用及び法令担当のものに限る。）福利・給与課班長、主幹、係長、主査、主任及び技師（給与担当のものに限る。）市町教育支援・人事担当主幹、主査、主任及び主事</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>教育委員会事務局</p> <p>副教育長 次長 総括市町教育支援・人事監事監 参事課長 担当課長 副課長 市町教育支援・人事監学校防災推進監 子ども安全対策監 人権教育監 事門監副参事 教育総務課班長、主幹、係長及び主査（法令及び教育政策課班長、主幹、係長、主査、主任、主事及び技師（教育改革担当のものに限る。）教職員課班長、主幹、係長、主査、主任、主事及び技師（人事、組織、採用及び法令担当のものに限る。）福利・給与課班長、主幹、係長、主査、主任及び技師（給与担当のものに限る。）市町教育支援・人事担当主幹、主査、主任及び主事</p> <p>(略)</p>
<p>備考</p> <p>1 この表中「知事部局」とは、三重県行政組織</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

規則（平成十四年三重県規則第三十五号。以下「組織規則」という。）第二条第一項に規定する部及びデジタル社会推進局並びに組織規則第十八条の一及び第十八条の二に規定する職をいう。

25 (略)

別表第二（第二条関係）

地域機関等	
機関 (略)	職 (略)
自動車税事務所 (略)	所長 副所長 (略) (略)

規則（平成十四年三重県規則第三十五号。以下「組織規則」という。）第二条第一項に規定する部及び組織規則第十八条の一に規定する職をいう。

25 (略)

別表第二（第二条関係）

地域機関等	
機関 (略)	職 (略)
自動車税事務所 (略)	所長 (略)

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

三重県人事委員会は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）及び職員の退職管理に関する条例（平成二十八年三重県条例第一号）の規定に基づき、三重県人事委員会規則一五〇（職員の退職管理に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布します。

令和三年三月三十日

三重県人事委員会委員長 竹川 博子

三重県人事委員会規則一五〇（職員の退職管理に関する規則）の一部を改正する規則

三重県人事委員会規則一五〇（職員の退職管理に関する規則）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
（内部組織の長に準ずる職）		（内部組織の長に準ずる職）	
第六条 法第三十八条の一第四項の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百五十八条第一項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職であつて人事委員会規則で定めるものは、次の表の上欄に掲げる組織におけるそれぞれ同表の下欄に定める職とする。		第六条 法第三十八条の一第四項の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百五十八条第一項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職であつて人事委員会規則で定めるものは、次の表の上欄に掲げる組織におけるそれぞれ同表の下欄に定める職とする。	
組織 知事部局 (略)	職 会計管理者、三重県行政組織規則第三十五条第一項から第五項まで及び第五条に規定する組織の長並びに同規則第十八条の一及び第十八条の二に規定する職 (略)	組織 知事部局 (略)	職 会計管理者、三重県行政組織規則第三十五条第一項から第五項まで及び第五条に規定する組織の長並びに同規則第十八条の一に規定する職 (略)

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。



三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和三年三月三十日

三重県人事委員会委員長 竹川博子
三重県教育委員会教育長 木平芳定

**三重県人事委員会規則
三重県教育委員会規則第七号**

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則（昭和三十年三重県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第一（第十二条の一関係） べき地学校級別指定表		別表第一（第十二条の一関係） べき地学校級別指定表	
学校名	級別区分	学校名	級別区分
（略）	（略）	（略）	（略）
伊賀市立比自岐小学校	一級	伊賀市立比自岐小学校	一級
尾鷲市立尾鷲小学校	（略）	尾鷲市立尾鷲小学校	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
備考	（略）	備考	（略）
別表第二（第十二条の一関係） べき地学校に準ずる学校指定表		別表第二（第十二条の一関係） べき地学校に準ずる学校指定表	
学校名	級別区分	学校名	級別区分
（略）	（略）	（略）	（略）
松阪市立有間野小学校	（略）	松阪市立有間野小学校	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
備考	（略）	備考	（略）
別表第三（第十二条の一関係） べき地学校に準ずる学校指定表		別表第三（第十二条の一関係） べき地学校に準ずる学校指定表	
学校名	級別区分	学校名	級別区分
（略）	（略）	（略）	（略）
北牟婁郡紀北町立海野小学校	（略）	北牟婁郡紀北町立海野小学校	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
備考	（略）	備考	（略）
別表第四（第十二条の一関係） 特別の地域に所在する学校指定表		別表第四（第十二条の一関係） 特別の地域に所在する学校指定表	
学校名	級別区分	学校名	級別区分
（略）	（略）	（略）	（略）
尾鷲市立賀田小学校	（略）	尾鷲市立賀田小学校	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
北牟婁郡紀北町立西小学校	（略）	北牟婁郡紀北町立西小学校	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
備考	（略）	備考	（略）

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

公 告 準 則

三重県警察国有物品管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和3年3月三十日

三重県公安委員会委員長 川 端 郁 子

三重県公安委員会規則第五号

三重県警察国有物品管理規則の一部を改正する規則

三重県警察国有物品管理規則（昭和四十年三重県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（物品供用員及び物品供用員代理）	（物品供用員及び物品供用員代理）
第四条 本部の課、隊、所及び警察学校並びに警察署（以下「所属」という。）に物品供用員及び物品供用員代理を置く。	第四条 本部の課、隊、セント、所及び警察学校並びに警察署（以下「所属」という。）に物品供用員及び物品供用員代理を置く。
2 物品供用員は、所属の長の職にある者を、物品供用員代理は、所属の次長、副隊長、副所長若しくは副校長又は副署長の職にある者をもつて充てる。	2 物品供用員は、所属の長の職にある者を、物品供用員代理は、所属の次長、副隊長、副所長若しくは副校長又は副署長の職にある者をもつて充てる。
3 ④（略）	3 ④（略）
第十一条（略）	第十一条（略）
2 使用職員は、物品の供用を受けたときは、重要物品及び備品については物品保管書（第七号様式）に、消耗品については第二十条に規定する帳簿に押印、署名又はこれらに類する行為を行うものとする。	2 使用職員は、物品の供用を受けたときは、重要物品及び備品については物品保管書（第七号様式）に、消耗品については第二十条に規定する帳簿に、それぞれ押印するものとする。
（検査）	（検査）
第十七条（略）	第十七条（略）
2 検査員は、前項の検査をするときは、これを受ける物品管理職員その他適当な者を立ち会わせなければならない。	2 前項の規定による検査を実施する場合には、これを受ける物品管理職員が立ち会うものとし、当該物品管理職員が事故等不在の場合により立ち会うことことができないときは、その代理者又は警察本部長が命じた職員が立ち会わなければならない。
（交替の場合の帳簿の引継ぎ等）	（交替の場合の帳簿の引継ぎ等）
第二十二条 物品管理職員の交替があつた場合には、前任の物品管理職員は、引継書（第十七号様式）を交替の日の前日付をもつて作成し、後任の物品管理職員とともに記名し、当該引継書を物品出納簿等に添付して後任の物品管理職員に引き継ぐものとする。ただし、前任の物品管理職員が引継ぎの手続をすることができない理由があるときは、後任の物品管理職員が引継書を作成し、これに記名するものとする。	第二十二条 物品管理職員の交替があつた場合には、前任の物品管理職員は、引継書（第十七号様式）を交替の日の前日付をもつて作成し、後任の物品管理職員とともに記名押印し、当該引継書を物品出納簿等に添付して後任の物品管理職員に引き継ぐものとする。ただし、前任の物品管理職員が引継ぎの手続をすることができない理由があるときは、後任の物品管理職員が引継書を作成し、これに記名押印するものとする。

第一号様式、第二号様式、第五号様式から第十一号様式まで、第十六号様式及び第十七号様式を次のように改める。

第1号様式（第8条関係）

本 部 長	物品出納員	次 長	課長補佐	係 長	主 任	係 員
物品供用員	次 副 長 署 等 長	課 (係) 長	主 任	係 員	所 属 名	

第 号
年 月 日

物 品 保 管 委 託 書

次のとおり保管委託をしてよろしいか。

分 類 I	分 類 II		細 分 類
品 目	規 格	数 量	保 管 委 託 先
			1 所在地
			2 保管委託先
保管委託期間	自 年 月 日 至 年 月 日	保管委託理由	
保管委託条件			
物 品 出 納 簿 登 記 済		物 品 供 用 簿 登 記 済	
年 月 日	(記載者名)	年 月 日	(記載者名)

(規格A4)

備考 次長等とは、次長、副隊長、副所長及び副校長をいう。

第3号様式（第9条関係）

年 月 日					
第 号					
物品管理官 三重県警察本部長 殿					
三重県警察本部長					
物 品 返 還 書					
次のとおり物品を返還します。					
分 類 Ⅱ	細 分 類	品 目	数 量	備 考	
物品管理簿登記済		物 品 出 納 簿 登 記 済	物 品 供 用 簿 登 記 済		
年 月 日	(記載者名)	年 月 日	(記載者名)	年 月 日	(記載者名)

(規格A4)

第5号様式（第9条関係）

本 部 長	物品出納員	次 長	課 長 補 佐	係 長	主 任	係 員
	物品供用員	次 副 長 署 等 長	課(係)長	主 任	係 員	所 属 名

第 号
年 月 日

物 品 修 繕 (改 造) 書

報告する。

次のとおり修繕(改造)を してよろしいか。

要する。

分 類 I		分 類 II		細 分 類
品 目	規 格	数 量	所要期間	摘 要
修繕(改造)理由		修繕(改造)条件		
物品管理簿登記済			物品出納簿登記済	
年 月 日	(記載者名)		年 月 日	(記載者名)

(規格A4)

備考 第1号様式の備考の例による。

第6号様式（第10条関係）

本 部 長	物品出納員	次 長	課 長 補 佐	係 長	主 任	係
物品供用員	次 副 長 署 等 長	課（係）長	主 任	係 員	所 属 名	
第 号 年 月 日						
物 品 供 用 書						
請求する。						
次のとおり供用を してよろしいか。						
命ずる。						
分 類 I	分 類 II			細 分 類		
品 目	規 格	单 位	数 量	摘 要		
供用目的						
物 品 出 納 簿 登 記 濟			物 品 供 用 簿 登 記 濟			領 収
年 月 日	(記載者名)		年 月 日	(記載者名)	(受領者名)	

(規格A4)

備考 第1号様式の備考の例による

第7号様式（第11条関係）

(規格 A 4)

備考 この保管書は、毛布、出動服、鉄帽等のもので物品供用員が保管し、必要に応じ一時使用させるような物品については、作成しないことができる。

第8号様式（第13条関係）

本 部 長	物品出納員	次 長	課 長 補 佐	係 長	主 任	係
物品供用員	次 副 長 署 等 長	課（係）長	主 任	係 員	所 属 名	
第 号 年 月 日						
物 品 返 納 書						
報告する。 次のとおり返納を してよろしいか。 命ずる。						
分 類 I	分 類 II		細 分 類			
品 目	規 格	数 量	摘 要			
返納理由						
物品の現況						
物 品 出 納 簿 登 記 済			物 品 供 用 簿 登 記 済			
年 月 日	(記載者名)		年 月 日	(記載者名)		

(規格A4)

備考 第1号様式の備考の例による。

第9号様式（第14条関係）

本 部 長	物品出納員	次 長	課 長 補 佐	係 長	主 任	係
物品供用員	次 副 長 署 等 長	課（係）長		主 任	係 員	払出 所属名
物品供用員	次 副 長 署 等 長	課（係）長		主 任	係 員	受領 所属名

第 号
年 月 日

物 品 供 用 換 書

次のとおり供用換えを命ずる。

分 類 I	分 類 II	細 分 類		
品 目	規 格	单 位	数 量	摘 要

供用換の理由

物 品 出 納 簿 登 記 済	物 品 供 用 簿 登 記 済
年 月 日 (記載者名)	年 月 日 (記載者名)
	年 月 日 (記載者名)

(規格A4)

第10号様式（第15条関係）

本 部 長	物品出納員	次 長	課 長補 佐	係 長	主 任	係 員
物品供用員	次副長署等長	課（係）長	係 長	主 任	係 員	

第 号
年 月 日

三重県警察本部長 殿

物品出納（供用）員

使 用 職 員
所 属 名

職 氏 名

使用物品亡失（損傷）報告書

次のとおり物品を亡失（損傷）したから報告する。

分 類 I	分 類 II	細 分 類	
品 目	数 量	亡失（損傷）年月日	亡失（損傷）理由
亡失（損傷）発見後の処理状況	亡失（損傷）当時における物品の保管状況	そ の 他 参 考 事 項	

(規格A4)

備考 第1号様式の備考の例による。

第11号様式（第18条関係）

第	号		
年	月	日	
三重県警察本部長 殿			
検査員	職	氏	名
立会人	職	氏	名
検査書			
三重県警察国有物品管理規則第17条第1項の規定により、次の者が行う物品の出納及び保管事務（供用事務）につき検査したところ、			
物品管理をしているものと認める。			
物品管理職員			
職	氏	名	
自	年	月	日
管理期間			
至	年	月	日

(規格A4)

備考 交替の場合には、前任者の職氏名及びその管理期間を明示する。

第12号様式（第19条関係）

年 月 日

国有物品点検結果報告書

三重県警察本部長 殿

物品供用員

職名

階級、氏 名

国有物品の点検を、下記のとおり実施したので報告します。

記

1 実施日

年 月 日 () ~ 年 月 日 ()

2 点検者

官職、氏 名

官職、氏 名

3 品目

点検数量 以下 点

(物品供用簿上の数量 以下 点)

4 亡失の有無

有 無

5 次回点検予定期

年 月 日

(規格A4)

第16号様式（第20条関係）

物 品 供 用 簿 (消耗品)

(規格 A 4)

備考 第13号様式の備考の例による。

第17号様式（第21条関係）

年 月 日 作成

引 繙 書

物品出納（供用）簿 冊

物品出納（供用）関係書類 冊

(名称) 冊

〃 冊

〃 冊

上記帳簿類及び帳簿記載の物品を引継する。

年 月 日

前任物品出納（供用）員

職 氏 名

後任物品出納（供用）員

職 氏 名

(規格A4)

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の日前に改正前の三重県警察国有物品管理規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

三重県公安委員会の文書管理に関する規則を廃止する規則を以下に公布します。

令和3年3月30日

三重県公安委員会委員長 川端郁子

三重県公安委員会規則第六号

三重県公安委員会の文書管理に関する規則を廃止する規則

三重県公安委員会の文書管理に関する規則（平成十三年三重県公安委員会規則第八号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

三重県告示第1百十七号

県吏員職員退職諸給与支給条例細則の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和3年3月30日

三重県知事 鈴木英敬

県吏員職員退職諸給与支給条例細則の一部を改正する告示

県吏員職員退職諸給与支給条例細則（昭和九年三重県告示第七百三十八号）の一部を次のように改正する。

第一号様式から第一号の二号様式まで及び第二号様式から第十二号様式までの規定中「四」を削る。

附 則

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示の施行の際に改正前の県吏員職員退職諸給与支給条例細則の規定に基づいて提出されている請求書その他の書類は、改正後の県吏員職員退職諸給与支給条例細則の規定に基づいて提出された請求書その他の書類とみなす。

三重県告示第218号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定により、三重県の自動車税種別割の収納事務を次のとおり委託します。

なお、地方自治法施行令第158条の2第1項の規定による自動車税種別割の収納事務の委託（令和2年三重県告示第196号）は令和3年3月31日限り廃止します。

令和3年3月30日

三重県知事 鈴木英敬

1 委託先

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	東京都江東区豊洲三丁目3番3号
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦三丁目1番21号
株式会社ローソン	東京都品川区大崎一丁目11番2号
ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町8番地8
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目10番1号
株式会社しんきん情報サービス	東京都港区港南一丁目8番27号
ピーリングシステム株式会社	東京都千代田区内幸町一丁目1番1号
P a y P a y 株式会社	東京都千代田区紀尾井町1番3号

2 委託期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

三重県告示第 219 号

医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 30 条の 6 第 1 項の規定により、第 7 次三重県医療計画（平成 30 年三重県告示第 241 号）を変更し、令和 3 年 4 月 1 日から施行しますので、同法第 30 条の 4 第 18 項の規定により告示します。

なお、変更後の計画の概要は次のとおりであり、報告書は、三重県医療保健部医療政策課、県内の各保健所及び三重県情報公開・個人情報総合窓口に備え置いて縦覧に供します。また、三重県のホームページに掲載します。

令和 3 年 3 月 30 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

第 7 次三重県医療計画中間評価報告書の概要**1 中間評価の趣旨**

平成 26（2014）年の医療法改正により、医療計画の期間が 5 年間から 6 年間となった一方で、いわゆる「中間見直し」として、在宅医療その他必要な事項について、3 年ごとに調査、分析および評価を行い、必要がある場合は変更することとされました（医療法第 30 条の 6）。

本中間評価は、第 7 次三重県医療計画の中間年を迎えるにあたり、これまでの計画の進捗状況や各施策の取組状況を評価、分析し、必要な見直しを行うものであり、医療法上の中間見直しとして位置づけるものです。

2 中間評価の基本的な方針

現計画の中間評価にあたっては、次の方針により、評価、分析を行った上で、必要な見直しを行い、今後の取組の方向性（新たに取り組むべきこと、一層注力して取り組むべきこと等）を示していきます。

（1）現計画の継続性・一貫性の確保

現計画が 6 年間の計画である趣旨を考慮し、計画の根幹部分の方向性は基本的に維持することとし、現計画の継続性・一貫性を確保します。

（2）医療を取り巻く環境の変化や新たな制度の創設等への対応

計画で定める医療提供体制に影響を及ぼす可能性がある医療を取り巻く環境の変化や新たな制度の創設等を把握し、的確に対応していきます。

（3）これまでの取組による成果の把握および抽出された課題への対応

現計画に基づくこれまでの取組について、その成果を検証し、抽出された課題に的確に対応していきます。

3 中間評価の対象**（1）5 疾病・5 事業および在宅医療**

医療法上に規定する中間見直しの対象は、「在宅医療その他必要な事項」とされており、在宅医療が主な対象として明記されています。一方で、現計画では計画を着実に推進するため、5 疾病・5 事業についても数値目標を定め、毎年度、取組の進捗状況や目標の達成状況の確認・評価を行っているところです。

これらの疾病・事業については、単年度の進捗管理に加え、複数年にわたる取組の成果や数値目標の達成状況を評価することで、課題をより明確化し、更なる取組の深化につながるものと考えられるため、今回の中間評価においては、在宅医療対策だけでなく、5 疾病・5 事業についてもその対象に位置づけます。

（2）新興感染症等への対応

現計画には、5 疾病・5 事業および在宅医療に加え、結核・感染症対策として、感染症対策に係る各医療提供施設の役割を記載しています。

しかし、令和 2（2020）年に流行した新型コロナウイルス感染症への対応においては、類似の感染症対応に関する知見がない中、感染症病床のほか、一般病床等でも多くの感染症患者を受け入れるなど、現計画では想定されていない事態が生じたことにより、一般の医療連携体制にも大きな影響を与えたところです。

そこで、今後、一般の医療連携体制に大きな影響を与えるおそれがある感染症が発生した際に、必要な対応が円滑・適切に講じられるよう、現計画の感染症対策に係る医療連携体制の記載についても見直しを行うこととします。

4 中間評価の検討体制

5 疾病・5 事業、在宅医療および感染症対策等の個別の中間評価については、関係部会等において、専門的な見地から検討を行い、全体的な中間評価については医療審議会で協議を行います。

5 中間評価の評価・見直し方法

中間評価における評価・見直し方法については、「5 疾病・5 事業および在宅医療対策部分」と「感染症対策

部分」とに分けた上で、次の考え方のもと、評価・見直しを行います。

(1) 5 疾病・5 事業および在宅医療対策部分

現計画の疾病・事業および在宅医療の各項目では、現状の把握、圏域の設定と連携体制の検討、課題の抽出を行った上で、めざす姿や取組方向、具体的な取組内容を示すとともに、数値目標を設定しています。

中間評価では、これらの項目について、数値目標の達成状況の確認・評価を行うとともに、現状や医療連携体制の変化の確認、これまでの取組状況の振り返りを行い、課題の整理を行った上で、施策展開の必要な見直しを講じていきます。

① 「数値目標の達成状況」の確認・評価

現計画に掲げる数値目標について、計画策定時の値と直近の値を比較し、中間目標値※に対する数値の進捗状況からA～Dの分類により、達成状況を評価します。

※ 現計画で既に中間年の目標数値が設定されている精神疾患対策および在宅医療対策以外の疾病・事業の数値目標について、最終目標値から策定時数値を差し引き、年度で按分した上で、中間に達すべき数値を設定

② 「現状の変化」の確認

各疾病・事業に係る現状について、医療提供体制に影響を及ぼす課題となり得る各種統計数値の変化や環境の変化、新たな制度の創設等、現計画策定以降の変化を把握します。

③ 「医療連携体制の変化」の確認

疾病・事業ごとに検討されている医療連携体制について、各圏域における医療機関の状況などの変化を把握し、円滑な連携が推進される体制となっているか確認します。

④ 「これまでの取組状況」の確認

疾病・事業ごとにめざすべき方向性とともに示されている具体的な取組内容について、これまでの取組状況を振り返り、取組の実績・成果を確認します。

⑤ 「課題」の抽出

①から④までの評価や確認の結果、目標の達成に向けた課題を抽出します。

⑥ 「施策展開の見直し」

抽出した課題をふまえて、めざす姿や取組方向、取組内容の変更や追加、数値目標の再設定等の見直しを行います。

(2) 感染症対策部分

現計画では、「第9章 健康危機管理体制の構築」の「第1節 結核・感染症対策」の項目中に、「結核対策」「感染症対策」「エイズを含む性感染症対策」「ウイルス性肝炎対策」「新型インフルエンザ等対策」を設けており、新型コロナウイルス感染症への対応に関連するのは、「感染症対策」および「新型インフルエンザ等対策」部分となります。

一方で、感染症対策や新型インフルエンザ等対策に関して、三重県では、「三重県感染症対策条例」の制定、感染症法に基づく「三重県感染症予防計画」の改定、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「三重県新型インフルエンザ等対策行動計画」への「三重県新型コロナウイルス感染症対応指針」の追加などの取組を進めています。

このため、感染症対策部分の見直しは、「感染症対策」および「新型インフルエンザ等対策」について、上記条例、計画等と整合性を図りながら、その内容を反映する形で行います。

6 新型コロナウイルス感染症をふまえた記載の留意事項

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が、一般の医療連携体制に与えた影響をふまえ、中間評価においては、感染症対策部分だけでなく、5 疾病・5 事業および在宅医療対策についても、新型コロナウイルス感染症の影響により生じた課題やそれに対する取組状況に関する一定の記載を行います。

しかし、新型コロナウイルス感染症は、その発生以降、疫学上・臨床医学上の調査・研究が進み、国内外の知見が集約されているものの、中間評価の時点において、これまでの対策の検証が総括的に行われているわけではなく、また、感染症としての評価が確立しているわけではありません。

そのため、中間評価における記載はあくまで本評価の時点における事実や知見等に基づくものとしますが、今後の感染症としての評価如何によっては、今回の見直しによる記載が当該評価に適さなくなる可能性があることに留意が必要です。

記載内容の変更が必要となった場合、次期医療計画策定時の記載または、本中間評価以降の計画の進行管理において、記載の変更を検討していきます。

7 報告書の主な記載事項

第1章 第7次三重県医療計画の概要

- 1 第7次三重県医療計画の位置づけおよび策定経緯
- 2 第7次三重県医療計画の基本的な考え方
- 3 第7次三重県医療計画の期間

第2章 中間評価の考え方

- 1 中間評価の趣旨
- 2 中間評価の基本的な方針
- 3 中間評価の対象
- 4 中間評価の検討体制
- 5 中間評価の評価・見直し方法
- 6 新型コロナウイルス感染症をふまえた記載の留意事項

第3章 中間評価の結果

第1節 中間時点における数値目標の達成状況

第2節 5疾病・5事業および在宅医療

- 1 がん対策
- 2 脳卒中対策
- 3 心筋梗塞等の心血管疾患対策
- 4 糖尿病対策
- 5 精神疾患対策
- 6 救急医療対策
- 7 災害医療対策
- 8 へき地医療対策
- 9 周産期医療対策
- 10 小児救急を含む小児医療対策
- 11 在宅医療対策

第3節 感染症対策

- 1 感染症対策
- 2 新型インフルエンザ等対策

第4章 今後の取組方針

- 1 今後3年間の取組
- 2 計画の進行管理と評価

三重県告示第220号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、次のとおり精神通院医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

令和3年3月30日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

医療機関の種別	医療機関の名称	所 在 地	指定年月日
病院・診療所	泊ファミリークリニック	四日市市日永西五丁目17番1号	令和3年3月1日
病院・診療所	青木内科	桑名市新西方2丁目82番地	令和3年3月1日

三重県告示第221号

三重県青少年健全育成条例（昭和46年三重県条例第62号）第11条第1項の規定により、有害な興行として次のとおり指定しました。

令和3年3月30日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

番号	区分	興行名	配給会社名等	指 定 年 月 日	指定理由

1	映画	月と寝る女 またぐらの面影	オーピー映画	令和3年3月30日	著しく性的感情を刺激し、又は著しく粗暴性若しくは残忍性を助長するため、青少年に観覧させることがその健全な育成を阻害すると認められる。
2	映画	人妻一番！ 二人きりトナイト	オーピー映画		
3	映画	スカイ・シャーク (原題) SKY SHARKS	ギャガ		
4	映画	メイドになった人妻 巨乳の絶対領域	新東宝映画		
5	映画	生づば美人妻 妄想で寝取られて	オーピー映画		
6	映画	愛のコリーダ (原題) L'EMPIRE DES SENS	アンプラグド		
7	映画	DAU. ナターシャ (原題) DAU. NATASHA	トランスフォーマー		
8	映画	母娘絶倫 淫乱すぎて濡れすぎて	新東宝映画		
9	映画	ロード・オブ・カオス (原題) LORDS OF CHAOS	AMGエンタテインメント		
10	映画	異常快楽 さかりのついた犬たち	新東宝映画		
11	映画	ジュ・チーム・モア・ノン・ブリュ [4Kデジタル・リマスター版] (原題) JE T'AIME MOI NON PLUS	セテラ・インターナショナル		
12	映画	発情！十三人の淫女	新東宝映画		

三重県告示第 222 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 2 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 3 年 3 月 30 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン四日市尾平ショッピングセンター
四日市市尾平町字天王川原 1805 番地ほか

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

駐車場	収容台数	位置
駐車場 1	462 台	店舗正面
駐車場 2	180 台	店舗西側隔地
駐車場 3	137 台	店舗南側隔地
駐車場 4	108 台	立体駐車場 2 階
駐車場 5	135 台	立体駐車場 3 階
駐車場 6	206 台	立体駐車場 4 階

駐車場 7	272 台	屋上駐車場
合 計	1500 台	

(変更後)

駐車場	収容台数	位置
駐車場 1	461 台	店舗正面
駐車場 2	108 台	店舗西側隔地
駐車場 3	137 台	店舗南側隔地
駐車場 4	73 台	店舗南側隔地
駐車場 5	108 台	立体駐車場 2 階
駐車場 6	135 台	立体駐車場 3 階
駐車場 7	206 台	立体駐車場 4 階
駐車場 8	272 台	屋上駐車場
合 計	1500 台	

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

駐車場	駐車可能時間帯
駐車場 1	24 時間 (一部区画は午前 6 時 30 分から午後 11 時 15 分まで)
駐車場 2	午前 6 時 30 分から午後 10 時まで
駐車場 3	午前 6 時 30 分から午後 10 時まで
駐車場 4	午前 6 時 30 分から午後 11 時 15 分まで
駐車場 5	午前 6 時 30 分から午後 11 時 15 分まで
駐車場 6	午前 6 時 30 分から午後 11 時 15 分まで
駐車場 7	午前 6 時 30 分から午後 11 時 15 分まで

(変更後)

駐車場	駐車可能時間帯
駐車場 1	24 時間 (一部区画は午前 6 時 30 分から午後 11 時 15 分まで)
駐車場 2	午前 6 時 30 分から午後 10 時まで
駐車場 3	午前 6 時 30 分から午後 10 時まで
駐車場 4	午前 6 時 30 分から午後 10 時まで
駐車場 5	午前 6 時 30 分から午後 11 時 15 分まで
駐車場 6	午前 6 時 30 分から午後 11 時 15 分まで
駐車場 7	午前 6 時 30 分から午後 11 時 15 分まで
駐車場 8	午前 6 時 30 分から午後 11 時 15 分まで

イ 駐車場の出入口の数及び位置

(変更前)

駐車場	出入口の数	位 置
駐車場 1、駐車場 4、駐車場 5、駐車場 6、駐車場 7	出入口 3 箇所	縦観による
駐車場 2	出入口 1 箇所	縦観による
駐車場 3	出入口 2 箇所	縦観による
合計	出入口 6 箇所	

(変更後)

駐車場	出入口の数	位 置
駐車場 1、駐車場 5、駐車場 6、駐車場 7、駐車場 8	出入口 3箇所	縦覧による
駐車場 2	出入口 2箇所	縦覧による
駐車場 3	出入口 2箇所	縦覧による
駐車場 4	出入口 2箇所	縦覧による
合計	出入口 9箇所	

3 変更年月日

令和 3 年 3 月 29 日

4 変更理由

駐車場の一部が公共用地として収用となることによる位置の変更のため

5 届出の日

令和 3 年 3 月 11 日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和 3 年 3 月 30 日から同年 7 月 30 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 223 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第 2 項において準用する同法第 62 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示します。

令和 3 年 3 月 30 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

1 施行者の名称

松阪市

2 都市計画事業の種類及び名称

松阪都市計画下水道事業

流域関連松阪市公共下水道

3 事業施行期間

平成 3 年 1 月 18 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成 3 年三重県告示第 37 号、第 580 号及び第 604 号、平成 6 年三重県告示第 20 号、平成 7 年三重県告示第 226 号、平成 8 年三重県告示第 542 号及び第 548 号、平成 10 年三重県告示第 64 号及び第 99 号、平成 11 年三重県告示第 20 号、平成 13 年三重県告示第 114 号、第 158 号及び第 159 号、平成 17 年三重県告示第 77 号、第 78 号及び第 298 号、平成 19 年三重県告示第 175 号、平成 23 年三重県告示 194 号並びに平成 28 年三重県告示 201 号の事業地のとおり

(2) 使用の部分

平成 3 年三重県告示第 37 号、第 580 号及び第 604 号、平成 6 年三重県告示第 20 号、平成 7 年三重県告示第 226 号、平成 8 年三重県告示第 542 号及び第 548 号、平成 10 年三重県告示第 64 号及び第 99 号、平成 11 年三重県告示第 20 号、平成 13 年三重県告示第 114 号、第 158 号及び第 159 号、平成 17 年三重県告示第 77 号、第 78 号及び第 298 号、平成 19 年三重県告示第 175 号、平成 23 年三重県告示 194 号並びに平成 28 年三重県告示 201 号の事業地に塙本町字下箱、大口町字柳及び字上川原、高町字南浦、字汐田、字藪屋、字中道及び字高浜、田村町字いくい、字おごそ、字おのまへ及び字穴才、小黒田町字廣幡、字堀垣外、字笠松、字大造、字中造、字前沖及び字小ぞ山、御殿山町、宝塙町、田原町字浦畠及び字田原部田、駅部田町字堀小部、字ハザマ、字長峰、字土取、字十二、字岡入、字肥岡、字はげうじ及び字七元、下村町字東牛込、上川町字長洞、字長楽、字ヒロ、字石打、字新田、字大谷及び字丸山、山室町字成谷及び字水んき、小野江町字素本、笠松町字小田並びに小舟江町字北沖、字上ヶ通、字布毛及び字城を加え、塙本町字堀ノ角、字狐塙及び字里

中通、大平尾町字川向、石津町字門之前、荒木町字大下、字堤下及び字新田、高町字北浦、字里、字下池田、字上池田、字境田、字柳及び字斎宮、郷津町字里中及び字下之垣外、垣鼻町字後田、字上後田、字八尻、字下里中及び字沢、東町字丸黒、大津町字秀張、字涌早崎、字里垣辻及び字久地、田原町字川端、大黒町字水走、字新田町及び字高見、小黒田町字西沖、字新田前、字北出及び字野田、駅部田町字峯戸、字万庄、字政所、字山ノ世古、字天神前及び字笠田、久保町字分レ谷、字東及び字向野、下村町字足太及び横田、上川町字上出、字北浦、字春日谷、字上出山及び字池ノ谷、嬉野天花寺町字清水谷、小野江町字大町、字小野江、字飛戸、字西飛戸及び字大阪坂、小舟江町字小坂坂、字渋川、字宮ノ西、字権現前、字西浦及び汐入並びに曾原町字平田、字糀屋及び字天白を変更する。

三重県告示第 224 号

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条第 1 項の規定により、鳥羽市及び志摩市において次のとおり特定計量器（質量計）の定期検査を実施します（ひょう量 500 kg を超えるはかりを除く。）。

令和 3 年 3 月 30 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

実 施 の 期 日	実 施 の 場 所
令和 3 年 5 月 10 日（月）	午後 1 時 30 分から 午後 3 時まで 鳥羽磯部漁業協同組合 答志支所
令和 3 年 5 月 11 日（火）	午後 1 時 30 分から 午後 2 時 30 分まで 坂手定期船待合所
令和 3 年 5 月 12 日（水）	午後 1 時 30 分から 午後 3 時まで 鳥羽磯部漁業協同組合 菅島支所
令和 3 年 5 月 13 日（木）	午後 0 時 30 分から 午後 3 時 30 分まで 鳥羽磯部漁業協同組合 和具浦支所
令和 3 年 5 月 14 日（金）	午後 0 時 30 分から 午後 2 時 30 分まで 神島開発総合センター
令和 3 年 5 月 17 日（月）	午前 11 時から 午後 0 時 30 分まで 鳥羽磯部漁業協同組合 桃取町支所
令和 3 年 5 月 18 日（火）	午前 10 時から 午後 3 時まで 鳥羽市保健福祉センターひだまり
令和 3 年 5 月 19 日（水）	午前 10 時 30 分から 午前 11 時 30 分まで 女性等活動拠点施設
令和 3 年 5 月 19 日（水）	午後 1 時 30 分から 午後 3 時 30 分まで 鳥羽磯部漁業協同組合 浦村支所
令和 3 年 5 月 20 日（木）	午前 10 時 30 分から 午後 4 時まで 志摩市商工会館
令和 3 年 5 月 21 日（金）	午前 9 時から 午後 3 時まで 志摩市商工会館
令和 3 年 5 月 24 日（月）	午前 11 時から 午後 3 時まで 志摩文化会館
令和 3 年 5 月 25 日（火）	午前 11 時から 午後 3 時まで 志摩市大王公民館
令和 3 年 5 月 26 日（水）	午前 11 時から 午後 2 時まで 浜島産業振興会館「ちちろ」
令和 3 年 5 月 27 日（木）	午前 10 時 30 分から 午後 3 時まで 磯部生涯学習センター 1 階

公 安 委 告 示

三重県公安委員会告示第 31 号

三重県道路交通法施行細則（昭和 43 年三重県公安委員会規則第 3 号）第 27 条第 2 項及び第 29 条の 2 第 1 項の規定による運転免許試験、検査、審査及び再試験の実施の日時を定める告示（平成 29 年三重県公安委員会告示

第17号)の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から施行します。

令和3年3月30日

三重県公安委員会委員長 川 端 郁 子

4中「三重県警察本部交通部運転免許センター免許試験室試験係」を「三重県警察本部交通部運転免許センター運転免許試験課学科試験係」に、「内線362」を「内線421」に改める。

監査委員訓令

三重県監査委員訓令第1号

監査委員事務局

三重県監査委員事務局規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月30日

三重県監査委員	山 口 和 夫
三重県監査委員	田 中 智 也
三重県監査委員	田 中 祐 治
三重県監査委員	内 田 典 夫

三重県監査委員事務局規程の一部を改正する訓令

三重県監査委員事務局規程(昭和47年三重県監査委員訓令第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(職制)	(職制)
第4条 事務局に事務局長(以下「局長」という。)、次長、課長、課長補佐、班長、係長、副参事、監査主幹、 <u>監査主査</u> 及び <u>監査主任</u> の職を置く。	第4条 事務局に事務局長(以下「局長」という。)、次長、課長、課長補佐、班長、係長、副参事、監査主幹 <u>及び監査主査</u> の職を置く。
2 次長、課長、課長補佐、班長、係長、副参事、監査主幹、 <u>監査主査</u> 及び <u>監査主任</u> は、書記をもつて充てる。	2 次長、課長、課長補佐、班長、係長、副参事、監査主幹 <u>及び監査主査</u> は、書記をもつて充てる。
(職務権限)	(職務権限)
第5条 (略)	第5条 (略)
2~9 (略)	2~9 (略)
10 <u>監査主任</u> は、上司の命を受けて特定の事務を処理する。	

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、伊勢市黒瀬土地改良区(伊勢市黒瀬町1691番地)の定款の変更を認可しました。

令和3年3月30日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、県営ため池等整備事業黒岩池地区計画を定めましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画が定められたことを知った日の翌日か

ら起算して 6 か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、この計画の取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が定められた日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、この計画の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

令和 3 年 3 月 30 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間
令和 3 年 3 月 31 日から同年 4 月 27 日まで
- 3 縦覧の場所
御浜町役場建設課（南牟婁郡御浜町大字阿田和 6120）

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 4 において準用する同法第 54 条第 3 項の規定により、津市から換地処分（農林業地域改善対策（ほ場整備）事業 河原新田地区）を行った旨の届出がありました。

令和 3 年 3 月 30 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 14 条第 2 項の規定により、次の基本測量が令和 3 年 2 月 28 日に終了した旨、国土交通省国土地理院の長から通知がありました。

令和 3 年 3 月 30 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

- 1 作業種類
基本測量（防災対策地域水準測量）
- 2 作業地域
南牟婁郡御浜町及び同郡紀宝町

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県松阪建設事務所長から通知がありました。

令和 3 年 3 月 30 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

- 1 作業種類
公共測量（空中写真測量）
- 2 作業期間
令和 3 年 3 月 22 日から同年 8 月 23 日まで
- 3 作業地域
松阪市小片野町、同市大石町、同市六呂木町、同市後山町、同市柚原町、同市飯福田町、同市与原町及び同市嬉野岩倉町

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 3 年 3 月 2 日に終了した旨、三重県桑名建設事務所長から通知がありました。

令和 3 年 3 月 30 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域
いなべ市北勢町阿下喜

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 3 年 3 月 9 日に終了した旨、宮内庁書陵部陵墓課長から通知がありました。

令和 3 年 3 月 30 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業地域

伊勢市倭町、亀山市田村町、伊賀市阿保及び多気郡明和町大字馬之上

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、松阪市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和 3 年 3 月 30 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

1 都市計画の種類及び名称

松阪都市計画公園

6・6・2 号松阪市総合運動公園

2 縦覧場所

三重県国土整備部都市政策課

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、松阪市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和 3 年 3 月 30 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

1 都市計画の種類及び名称

松阪都市計画用途地域

2 縦覧場所

三重県国土整備部都市政策課

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、松阪市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和 3 年 3 月 30 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

1 都市計画の種類及び名称

松阪都市計画地区計画

船江・大塚町地区地区計画

2 縦覧場所

三重県国土整備部都市政策課

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和 3 年 3 月 30 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和 3 年 3 月 10 日	伊勢市二見町松下字奥新田 1366-9 ほか 3 筆	伊勢市二見町松下 1366-9 株式会社岩戸の塩工房 代表取締役 百木 良太

令和3年 3月11日	三重郡菰野町大字川北字野大明 3148-1 ほか 1 筆	三重郡菰野町大字川北 888 有限会社市川メンテナンス工業 代表取締役 市川 恒
令和3年 3月12日	員弁郡東員町大字筑紫字金田 798 ほか 3 筆ほか及び 大字穴太字往還前 1306	四日市市東坂部町 2259-6 有限会社ダイトー地所 代表取締役 斎藤 雅彦
令和3年 3月16日	度会郡玉城町蚊野字クチ川 1634-2、1635-1	伊勢市小俣町宮前 708-1 有限会社北武運輸 代表取締役 北村 武士
令和3年 3月16日	いなべ市員弁町笠田新田字廣表 22 の一部ほか 9 筆 ほか	石川県白山市松本町 2512 株式会社クスリのアオキ 代表取締役 青木 宏憲

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和3年3月30日

三重県教育委員会教育長 木 平 芳 定

1 特 定 役 務 の 名 称	三重県小中学校ネットワークシステム運用支援業務委託
2 担 当 部 局	三重県津市広明町13番地 三重県教育委員会事務局教育総務課
3 落 札 者 決 定 日	令和3年3月15日
4 落 札 者	愛知県名古屋市中村区名駅4丁目3番10号東海ビル3階306号室 株式会社アプソル 代表取締役 志水秀成
5 落 札 金 額	入札価格 36,360,000円 契約金額 39,996,000円
6 決 定 手 続	一般競争入札
7 入 札 公 告 日	令和3年1月29日

次のとおり随意契約の相手方を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和3年3月30日

三重県教育委員会教育長 木 平 芳 定

1 特 定 役 務 の 名 称	三重県小中学校ネットワークシステム通信回線利用
2 担 当 部 局	三重県津市広明町13番地 三重県教育委員会事務局教育総務課
3 契 約 の 相 手 方 を 決 定 し た 日	令和3年3月1日
4 契 約 の 相 手 方	三重県津市あのつ台四丁目7番地1 株式会社ZTV 取締役社長 田村欣也
5 契 約 金 額	38,794,800円（うち消費税及び地方消費税 3,526,800円）
6 決 定 手 続	随意契約
7 随 意 契 約 の 理 由	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号に該当

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地

三重県総務部法務・文書課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
